

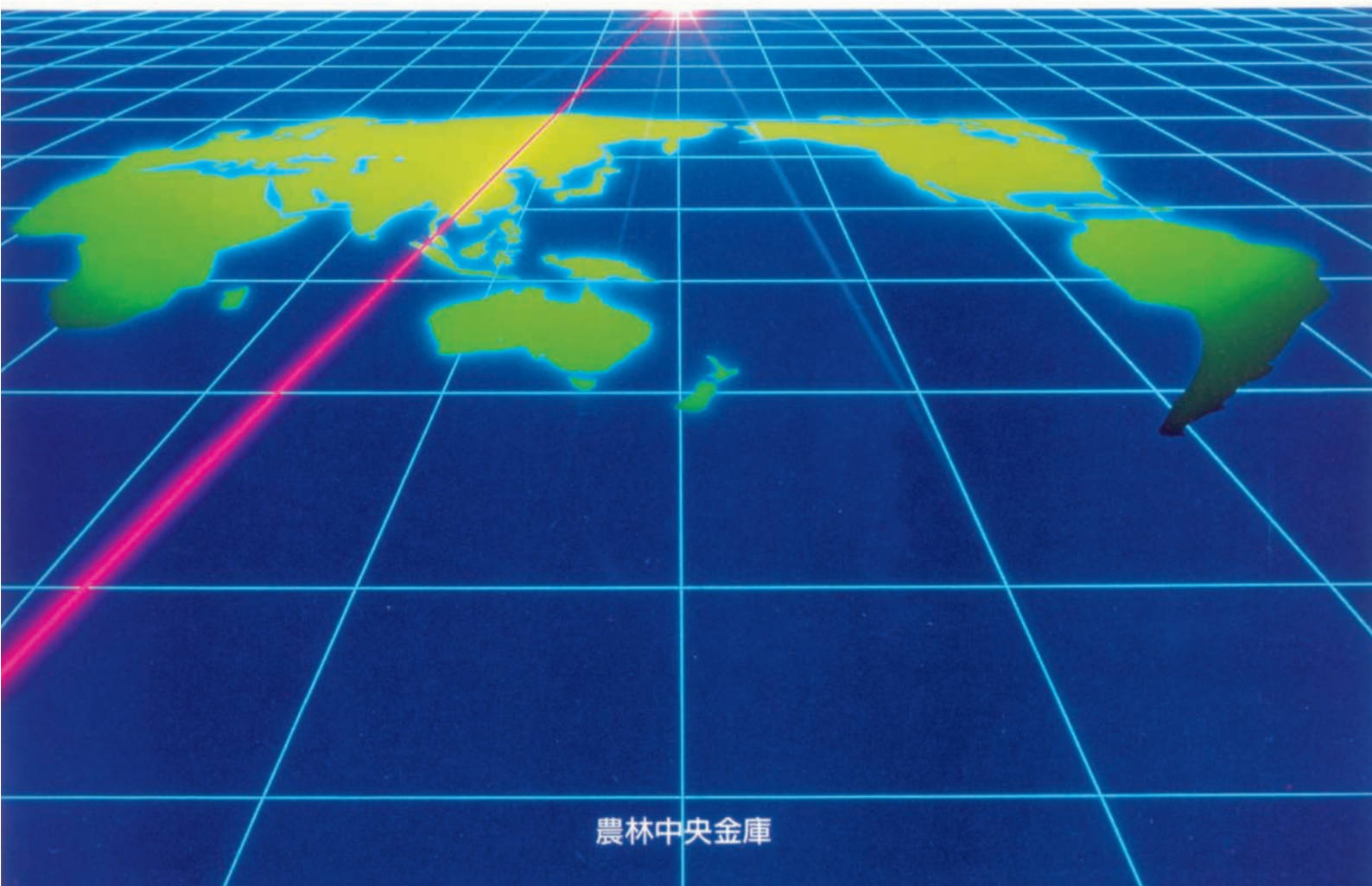
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2009 **12** DECEMBER

農協の事業・協同活動の方向性

- 協同組織と金融
- 市場細分化戦略における農協生産部会と農協系統の機能高度化
- 大豆の国際需給と日本の自給



農村地域の活性化と新しい協同の“かたち”

農村地域の活性化のために何が求められているかについて考えてみたい。

まず、あらためて1960年、80年、05年にわたる農家数の推移をみると、専業農家は208万戸→62万戸→44万戸、第1種兼業は204万戸→100万戸→31万戸、第2種兼業は191万戸→304万戸→120万戸と変遷している。また、05年の土地持ち非農家は110万戸である。この間に第1種兼業から第2種兼業へ、さらに土地持ち非農家へとシフトしてきたことがよく分かる。なお、専業農家のうち約半数は高齢専業農家と見込まれる。また、農業生産法人は約9,500法人あり、うち半数は「一戸一法人」で専業農家と重複している。この延長線上に農村の将来像を思い描けば、“多数の第2種兼業農家、土地持ち非農家のなかに少数の専業農家と農業生産法人が存在する”姿が浮かんでくる。

今後、高齢の農業者がリタイアするに伴い、農業経営の委譲や農作業の委託が大量に出てくることは間違いない。しかし、大規模経営農業者のなかには受託拡大の限界を語る者も少なくない。耕地の分散、農作業の集中という問題に加えて、受託する地域の範囲が信頼関係のもてる集落内に自ずと限定されるケースも多く、そのため、このままでは委託と受託の需給が折り合わない地域が増える懸念がある。

また、大規模経営農業者の話によれば、「地域のなかに兼業農家、休日農家、小規模農家などが存在しないと地域の農業はもたない」という。地域の自然のなかで生産の基盤を維持しなければならない農業においては、畦畔、農道、水路などの維持管理のためにも、地域の農業者同士の連携・共同が不可欠であり、そのためには多様な農業者が存在し、相互に役割を分担し合う新しい協同の“かたち”を創り出すことが大切である。集落営農や中山間地域直接支払制度が農村地域に受け入れられてきたのは、これらの取組みが地域のニーズに合致していたからである。

農村地域の活性化について考えるにあたって大切なことは、今の農村では混住化と兼業化が深化しているという事実の認識である。農家の家計をみても、水田作農家の総所得に占める農業所得の割合は8%、農外所得が50%、年金等が42%である。農業所得を多少上乘せただけでは跡継ぎを増やすこともできないし、農村を活性化することもできない。今の農村に一番必要なことは雇用の創出である。また、過疎化・高齢化の著しく進んだ地域では生活・福祉支援である。

雇用の創出や生活・福祉支援に関連して民主党政権下の来年度概算要求では、農林水産業・農山漁村の「資源」を活用した地域ビジネスの展開、新産業創出を支援するために「6次産業創出総合対策」138億円、集落機能を維持・再生する活動(介護、配食サービス、グリーンツーリズムなど)を行うNPO法人、会社等を支援するために「農山漁村コミュニティ維持・再生事業」26億円、中山間地域における農業生産条件の不利を補正、農業者を支援するために「中山間地域等直接支払交付金」266億円を計上している。

戸別農家の所得を直接支えることも必要なことであるが、農村を真に活性化するためには地域ぐるみで地域農業や雇用創出や生活・福祉支援に取り組むことが不可欠であり、ここにも政策の力点をもっと置いても良い。そのような取組みのなかから地域コミュニティの新しい“かたち”が生まれてくることを切望せずにはいられない。

((株)農林中金総合研究所 常務取締役 鈴木利徳・すずきとしのり)

今月のテーマ

農協の事業・協同活動の方向性

今月の窓

農村地域の活性化と新しい協同の“かたち”

(株)農林中金総合研究所 常務取締役 鈴木利徳

いくつかの論点と協同組織の意義付け

協同組織と金融

小野澤康晴 — 2

中小規模の野菜生産部会の取組みを中心に

市場細分化戦略における農協生産部会と
農協系統の機能高度化

尾高恵美 — 20

大豆の国際需給と日本の自給

藤野信之 — 36

談話室

カーボンオフセット

鳥取環境大学教授 金子弘道 — 18

情
勢

農協の多面的な取組みと地域における役割

内田多喜生 — 55

統計資料 — 62

< 第62巻総目次 > 巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

協同組織と金融

—いくつかの論点と協同組織の意義付け—

主席研究員 小野澤康晴

〔要 旨〕

- 1 協同組織金融機関に対して6月に出された金融審議会報告では、20年前の金融制度調査会報告に比べて、「協同組織性」について、その本質や金融業務との関連を問うものになっている。今般の金融審議会での審議は、大きな制度改革には至らなかったが、協同組織金融機関の今後を展望する上では、報告書での論点提起を、協同組織と金融についての考察を深める契機とする必要がある。
- 2 金融審議会報告で提起された論点は多岐にわたるが、審議会で問題視された協同組織金融機関のガバナンスについては、ガバナンスの中核が、経営者と出資者・利用者などの利害関係者との信任受託関係の維持にあるという考え方に立てば、事業区域の限定性や、利用者が出資者で運営にも関与するという協同組織の仕組み自体は、ガバナンス面での優位性として考えることができる。
- 3 協同組織金融機関の理念としての相互扶助性も論点であったが、相互扶助性は、事業再生金融、生活支援金融、地域活性化金融といった個別業務に限定的に考えるのではなく、協同組織金融機関が組織する職域、業域、地域の組合員・利用者の組織性や連帯感を高めるための取組みも含めて把握する必要がある。組合員・利用者の組織性や連帯感があってこそ協同組織金融機関が長期的にそれら業務を行うことが可能と考えられる。
- 4 今回の金融審議会の論点提起を農協信用事業の観点から見直せば、農協のガバナンスは、協同組織としての実質を備えているが、それゆえに逆に、多様な組合員の意思をどうまとめあげていくかという課題があるといえる。また相互扶助性については、もともと水管理などの共同作業に支えられた正組合員の相互扶助の伝統はあるものの、組合員の世代交代や多様化のなかで、組合員組織活動の活性化による参加意識の醸成、組合員教育による組合員の主体性確立が重要で、それは信用事業にもプラスの効果をもたらすとみられる。
- 5 リテール金融業務では、規制緩和を受けて業態を越えて競争が激化している。そのなかで協同組織金融機関としての農協も、利用者ニーズにあった商品・サービスの提供、長期的観点の融資等といったこれまでの特徴を維持しつつ、協同組織であることの固有の特性を生かした、信用事業の充実が求められていると考えられる。その際、非営利の協同組織であることによって強化される組合員・利用者との信頼感、組合員・利用者の組織性といった点がポイントとみられる。多様な業務を営む農協では、組合員の意思をまとめあげることの困難は大きい。信用事業機関としての長期的展望を持つためには、協同組織性を生かした信用事業をコアとして重視することが重要と思われる。

目 次

はじめに

1 協同組織金融機関の位置付けの変化

- (1) 金融制度調査会での協同組織金融機関の評価
- (2) 大きく変わった金融審議会WGでの論点
- (3) 協同組織金融機関が果たす役割
- (4) 問題視された協同組織のガバナンス
- (5) 業務に関する規制は現状維持
- (6) 審議会報告各論点の連関

2 協同組織のガバナンスと相互扶助性

- (1) ガバナンスをめぐる見方の違い

- (2) ガバナンスを考える4つの視角

- (3) 株式会社のガバナンスも倫理が中核

- (4) 協同組織は倫理に基づくガバナンスで先行

- (5) 協同組織金融機関の相互扶助性について

3 農協信用事業への示唆

- (1) 協同組織性の高い農協のガバナンス

- (2) 協同組織性が高いがゆえに生じる課題

- (3) 農協における相互扶助性

おわりに

はじめに

本稿の課題は、協同組織金融機関（ここでは信用金庫、信用組合。以下「信金、信組」という）をめぐる最近の議論の整理、検討を通じて、それらが農協信用事業に示唆するものを考えることにある。

協同組織金融機関をめぐっては、08年3月に開始された金融審議会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「金融審議会WG」という）で、広範にわたり議論がなされた。16回にわたる審議を経てまとめられた「中間論点整理報告書」（以下「審議会報告書」という）では、結論的には、協同組織金融機関に対して大きな制度変更を要請するものにはならなかった。

しかし、20年前に金融制度調査会で行われた議論と対比すれば、協同組織金融機関をめぐって、過去20年間に、審議会におけ

る認識が大きく変化していることは明らかである。その変化の内容と方向性を確認しておくことは、協同組織金融機関の一翼を担う農協信用事業の今後を考える上でも有用であると思われる。

結論を先取りすれば、協同組織金融機関については、従来以上に「協同組織性」に関して、その本質や金融業務との関連が問われるようになっている。そして20年前には、「協同組織性」は中小企業金融や個人金融に適合性があるとして肯定的な評価が与えられていたが、今日では、適合性に疑問を投げかけられ、あるいは株式会社組織との間でどう違うのかが問われている。協同組織の金融業務に対する評価は、過去20年間でむしろ後退しているのである。

審議会におけるこのような認識の変化が、組合員・利用者の見方を反映しているとは限らない。協同組織は、組合員・利用者が主体であり、組合員・利用者が支持し続ける限りそれだけで存在意義がある自主

的な組織である。

とはいえ、金融業はその性格上様々な規制のもとで行われている事業であり、審議会における検討結果は、制度改革につながる可能性を持つものであるため、その動向が注目すべきポイントであることは間違いない。

またリテール金融をめぐる競争激化のなかで、従来協同組織金融機関に強みがあった中小企業金融や個人金融においてメガバンク・地銀等の存在感が高まっていることもあり、株式会社形態の銀行と比較して、協同組織金融機関の特徴を明確にしておくことは、今後の協同組織金融機関の展望を描く際にも重要である。金融審議会WGでの論点提起を、協同組織と金融業務についての考察を深める契機とする必要がある。

本稿では、まず金融制度調査会における協同組織金融機関の位置付けを振り返り、それとの対比で、今回の「審議会報告書」における論点と、論点の連関を整理する。

次いで、金融審議会で審議された論点の

なかから、協同組織のガバナンス、相互扶助性について取り上げ、審議会での議論とは別の視角から、協同組織の積極的な意義付けを試みる。

そして最後に、総合事業の一部として行われる農協信用事業に対して示唆するものについても考えたい。

1 協同組織金融機関の位置付けの変化

(1) 金融制度調査会での協同組織金融の評価

最初に、1989年（平成元年）に出された金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告「協同組織形態の金融機関のあり方について」（以下「調査会報告」という）に基づき、この時点での協同組織金融機関の評価を確認しておきたい。

「調査会報告」のなかで、協同組織金融機関が評価され、また課題として取り上げられたのは第1表のような点であった。

第1表 金融制度調査会「協同組織形態の金融制度のあり方について」

論点	具体的な内容
1 中小企業、個人等の分野における専門的な金融機関の必要性	協同組織金融機関は、中小企業、個人等を主な対象にしているが、そういった分野では個別事情の大きいリスクの判断が必要 多様な金融ニーズに対応する必要 金融情勢いかに関わらない安定的な資金供給が必要であるから、引き続き専門的な金融機関の必要性がある
2 協同組織形態を採っていることの意義	利用者ニーズへの的確かつきめ細かな対応が可能 ・利用者が人縁・地縁を基盤とした会員・組合員であるために、ニーズ把握が容易 ・非営利であるため、会員・組合員の利益が第一に考慮される 長期的な観点に立った適切な金融仲介機能の発揮が可能 ・借り手＝組合員であり、貸し手の金融機関との間に強い密着性、連帯感がある
3 金融環境の変化と協同組織金融機関のあり方	協同組織形態を採っていることの特質を発揮し、情報提供や経営指導・相談業務等幅広いサービスの提供に努めることが重要 協同組織金融機関は、会員の地域的範囲を限定するため、「地区」を定めるがために、地域を基盤とする金融機関という性格もある

資料 金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告「協同組織形態の金融機関のあり方について」

第一に、協同組織金融機関は中小企業、個人等を対象にした専門的な金融機関であり、そのような金融機関の重要性は引き続き大きい、とされた。

中小企業、個人を対象にした専門的な金融機関の重要性が大きいとされた根拠としては、中小企業、個人等に関しては、リスク判断に（表面的には分からない）個別事情を斟酌する必要があること、金融ニーズが多様であるために、一般の金融機関だけでは十分な対応が困難であること、また、金融の繁閑いかにかわらず安定的な資金供給を行う必要があること、が挙げられ、協同組織金融機関はその役割を担っているという認識であった。

次いで第二に、このような、中小企業、個人等に対して専門性のある金融業務を行う場合、協同組織形態であることに十分合理的な意義がある、とされた。

その根拠は、協同組織金融機関は地縁・人縁を基盤としていることから、利用者である会員・組合員ニーズの把握が容易で、会員・組合員の利益が第一義的に考慮されるから、「利用者ニーズへの的確、かつきめ細かな対応が可能」であること、資金の借り手は原則的に会員・組合員であるために、貸し手である金融機関と連带的であり、貸出が、長期的な観点から、借り手の立場に立ったものになる、ことが挙げられた。

そして第三に、課題としては、協同組織形態を採っていることの特質を発揮し、会員・組合員のニーズに対応して、情報提

供や経営指導・相談業務等幅広いサービスの提供に努めること、協同組織金融機関は会員・組合員のための組織ではあるが、「地区」を定めているという意味では地域を基盤とする金融機関という性格も持つため、地域から吸収した資金を地域に還元し、地域経済活性化についても役割を発揮していくこと、が挙げられた。

以上の「調査会報告」は、全体的には協同組織で金融を行うことの意義を積極的に評価するものとなっており、そのポイントは、中小企業・個人等に関するリスク判断の的確性、安定的な資金供給力、利用者ニーズにあった商品・サービス提供、長期的観点の融資等であったといえる。

（２）大きく変わった金融審議会WGでの論点

09年6月にまとめられた「審議会報告書」では、「中長期的にみると、協同組織金融機関は、・・・地域経済や中小企業に対する金融仲介機能の担い手としてその重要性を益々増してきている」と肯定的に評価しており、協同組織金融機関に関する現在の制度に、すぐに変更を求めるものにはなっていない。しかし、「審議会報告書」で提起された個々の論点は、20年前の「調査会報告」と異なり、金融における協同組織形態の意味を問うものになっている。

「審議会報告書」で取り上げられた論点、具体的な指摘事項は多岐にわたるが（第2表）、注目されるのは以下の3点である。

第2表 「審議会報告書」の論点

	論点	具体的指摘事項	残された検討課題
1 役割は何か 協同組織金融機関が果たす	地域金融・中小企業金融において協同組織金融機関が果たす役割は何か	協同組織金融機関の期待される役割は 中小企業の規模に応じたきめ細かな金融機能 中小企業再生支援機能 生活基盤支援機能 地域金融支援機能 情報提供、アドバイスなどのコンサルティング機能	・協同組織金融機関の相互扶助性とは具体的に何か ・協同組織金融機関は、取引先を支える機能はあっても、再生機能に乏しいのではないか
	協同組織金融機関の不良債権比率の高さをどう考えるか	・貸倒損失に耐えうる収益力と自己資本が必要 ・対象先を再生させる支援機能、コンサルティング機能が必要 ・再生支援機能が十分でない場合、各地の中小企業再生支援協議会の活用、中央組織と連携した再生支援会社設立やファンドの組成などの取組みが望まれる	・地域金融、中小企業金融において役割を十分に果たすために、不良債権比率の高さが障害になっているのではないか
2 業態別のあり方	中小企業や個人金融を担う業態はどうあるべきか	・協同組織金融機関と地域銀行との業務範囲上の差異は縮小しているが、協同組織金融機関は、地域銀行と横並びの発展を目指すのではなく、協同組織金融機関本来の強みを活かすべく、情報提供、コンサルティングなどのきめ細かなサービスの提供が必要	・信用金庫と地域信組の業態のあり方の多面的検討 ・業域信組、職域信組のあり方の多面的検討 ・小規模事業者や消費者の生活支援に特化し、協同組織性を発揮しうる新たな金融機関の設立・活用について検討
3 協同組織金融機関のガバナンスは適切か	ガバナンス全般	・透明性の確保を含むガバナンスの充実が必要	・ガバナンス充実のために何を法律で制度化するか
	総代会制度のあり方は適切か	・総代会制度に関する開示項目について、業界内で統一した対応にすべき ・総代会制度に係る開示方法を増やし、会員・組合員への周知に努めるべき ・総代の職業・業種別、年齢別、地域別等の構成を、協同組織金融機関の取引先構成に近づけるべき ・特定の者が過度に長期に総代を勤めることがないように、総代の定年制導入や氏名の公表等を工夫すべき	なし
	理事会制度のあり方は適切か	・理事の2/3以上は会員・組合員でなければならないが、会員・組合員資格を持つ職員出身の理事が理事会の多数を占めているケースもあり、そのような場合、会員・組合員のための経営になるのか ・職員出身の理事中心では理事間の相互監視が期待しにくいので、職員出身者以外の会員・組合員理事(職員外理事)を積極的に登用すべき	・責任の範囲を限定する措置を講じた上で、職員外理事を義務化すべき
	監査、監事、決算の開示等	省略	省略
4 業務にかかわる制度は適切か	会員・組合員資格	・現状の制度で特段の問題なく、法律改正の必要なし	なし
	業務範囲	・今後の業務範囲についてあり方の検討を行っていくことが望ましい	・銀行と同じ業務を認めた上で、各機関の選択性とすれば良いという考え方と、業務範囲の拡大については協同組織金融機関が本来果たすべき役割と整合的であるかを厳格に問うべきとの指摘がある
	地区規制	・「地区は定款記載事項であり、その変更は定款の変更として認可の対象になる」という現在の枠組みを維持することが望ましい ・地区拡張や縮小の認可要件の明確化を図ることが重要。その際、利用者利便への配慮や広域化と協同組織性の関係などを考慮する視点も重要	・環境変化を考えれば地区を定める必要性は低下しているのではないかと、との指摘 ・地区を制限すると貸出先が限定され、ポートフォリオのリスクが高くなる可能性があるのではないかと、との指摘 ・地区はコモンボンド(共通の絆)であり、協同組織性発揮にとって極めて重要であるという指摘 ・地区を明確に定めることで、その地区に対するコミットメントとなり、地域活性化につながる動機付けになるとの指摘
5 地方連は合意改会善のありか	中央機関(連合組織)のあり方	・中央機関としての機能を十分に発揮するために、その目的、役割、権限等について法的に明確化していく方向で検討が行われることが望ましい	・連合会の法的権限が強まると、かえって会員の自主性を損ねるとの指摘
	業態内の相互扶助の仕組みについて	・将来的な相互支援制度のあり方について、持続可能で安定的な制度としてどのような枠組みが考えられるか、検討を行っていくことが望ましい	・連合会が行う相互支援制度の運用や会員に対する指導には法的根拠がなく、その持続可能性に対する懸念がある

資料 金融審議会 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ「中間論点整理報告書」

(3) 協同組織金融機関が果たす役割

「審議会報告書」は、まず「検討の視座」として、「協同組織金融機関が担うべき役割を十全に果たしていないのではないか」との問いから開始している。

その背後には、「過去20年の推移を見ると、協同組織金融機関の・・・預貸率の低下や預証率の上昇がみられ・・・貸出の中身についても、・・・協同組織金融機関の本来的な目利きが必要とされる製造業や卸・小売業向けの貸出がむしろ減少している」という状況判断がある。

更にその原因として、協同組織金融機関の「貸出の実態が協同組織金融機関の理念から遠ざかっている」という指摘を取り上げている。

導きだされた結論としては、協同組織金融機関の理念は「相互扶助」であり、その理念から派生する「協同組織金融機関の期待される役割」は第2表～のような、再生支援やコンサルティング機能などである、ということになっている。

以下私見を述べれば、確かに～で指摘されたような役割も、協同組織金融機関の重要な役割であるとは考えられるが、「相互扶助」については審議会内でも必ずしも明確なコンセンサスが得られないなかで、～の業務こそが協同組織金融機関に期待される業務である、と結論づける方法には疑問が残る。

また、「調査会報告」で指摘されたような「中小企業・個人等に関するリスク判断の的確性、安定的な資金供給力、利用者二

ーズにあった商品・サービス提供、長期的観点の融資等」といった、協同組織金融機関ならではの特性は現在でも当てはまるとみられるが、「審議会報告書」では全く触れられていないことも留意すべきである。

(4) 問題視された協同組織のガバナンス

第二に、協同組織のガバナンスが問題視されている。「調査会報告」では、協同組織という組織形態について、中小企業金融、個人金融業務を行う上で、「協同組織形態をとっていることに合理的な意義がある」としていた。しかし「審議会報告書」では、協同組織金融機関はガバナンス面で問題があるとされ、しかもそれが、協同組織金融機関が担うことが期待される役割を果たすことを阻害する要因の1つとの観点から、問題視されているのである。

ガバナンス面での見直し・改善の中身は、役員決定過程や意思決定過程の透明性を確保すること、総代会や総代の制度を、会員・組合員の意思をより反映するように変えていくこと、職員出身の理事が多くなっていて、理事相互の相互監視や理事長に対する理事のコントロール力が低下しているとみられることから、職員出身者以外の会員・組合員の理事（職員外理事）を登用すべきこと、等である。

審議会において、協同組織金融機関のガバナンスが問題であるとされた認識の背後には、協同組織金融機関の1人1票の民主的な投票ルールに基づくガバナンスは、バーリ＝ミーンズ^(注1)が指摘した「株主の分散化

による経営者支配の強まり」の究極的形態であり、また、公開市場での出資の売却もできないことから、出資者である会員・組合員のガバナンスへの関心低下につながっているのではないかという、株式会社のガバナンスの考え方に即して、協同組織のガバナンスを疑問視する見方がある。

しかし、協同組織のガバナンスをそのような見方で考えることが妥当か、という問題があり、次で検討を試みる。

（注1）A・バーリ，Gミーンズ（1958）

（5）業務に関する規制は現状維持

第三に、業務に関する様々な規制については、組合員資格、業務範囲、地区規制など、現状のままという結論であるが、検討課題としては、地区規制緩和の可否、業務分野については、協同組織金融機関として必要な業務を安定的に果たすために、一定の業務制限が必要ではないかという論点が示されている。

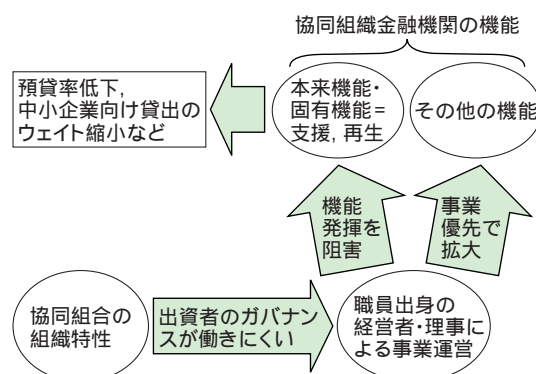
（6）審議会報告各論点の連関

以上の「審議会報告」の各論点は、第1図のように連関している。

審議会報告は、過去20年間の協同組織金融機関の預貸率低下や貸出に占める製造業・卸小売業向けのウェイト低下を、協同組織形態をとっていることの意義が発揮されていないことによる、という主張である。

バブル崩壊後の協同組織金融機関の預貸率低下には、そもそも景気低迷による資金需要の減少や、個人事業などで後継者難か

第1図 協同組織金融機関をめぐる論点の連関



資料 金融審議会報告書をもとに作成

ら廃業が増えたことなど様々な要因があり、協同組織の特性が発揮されなかったことに結びつけることが妥当かという問題はある。しかし一方で、メガバンクや地銀等が、従来協同組織金融機関が強みのある分野であった中小企業金融や個人金融において存在感を高めていることへの対応は、協同組織金融機関としても重要なことである。

次では、「審議会報告」で取り上げられた論点のなかから、協同組織のガバナンス、協同組織の相互扶助性の問題に絞って、審議会とは別の視点から検討を試みる。

2 協同組織のガバナンスと相互扶助性

（1）ガバナンスをめぐる見方の違い

協同組織金融機関のガバナンスについては、第2表のような改善に向けての要望が出されている。しかし、審議会の議論のなかでは、業界関係者和其他の委員との間には、ガバナンスについて、考え方のずれがみら

(注2)
れる。

たとえば委員の1人である多摩信金の佐藤理事長は、「株式会社と違い・・・信用金庫の場合、地域で非常に常日ごろ監視といますか、そういったものが集中して狭い地域で、大勢の会員の方々の・・・監視があるという、そういう中で何をしているかということに常に問われている」「そうした意味でガバナンスということを考える場合に、(株式会社と協同組織の)それぞれの特性に合わせたガバナンスがどうあるべきかということに・・・議論いただきたい」と発言している。

また、信金の会員企業の社長である渡邊委員も「(信用金庫の)地元の職員さんは一生地元で私たち会員と付き合っていくという、その看板を背負っているわけで、・・・頭の中は常に、悪いことはできないという、そういう気持ちがある・・・あるというのは・・・分かりますし、それを背負っている経営陣ともなれば、大変なプレッシャーをお持ちだと思います。それ自体がもうガバナンスなのではという感じを私は持っています。ですので、ちょっと銀行さんとは違う・・・ものがある」と発言している。

協同組織の場合、基本的には会員の、相当程度は顔の見える組織であり、事業区域も限定されているため、2人の発言が示しているような、日常的な監視や規律づけ、仮に何か組合員や会員に迷惑が及んだ場合のレピュテーションリスク(評判が悪化することによる悪影響)の大きさについては、協同組織金融関係者は概ね共感を覚えるで

あろう。

これに対し審議会の神田座長は、「協同組織の場合には・・・人の目というのがガバナンス機能を果たしているということが非常に大きな特徴だと思うのですけれども・・・ただこれは、道徳的に悪いことはできないという意味であって、経済的に悪いというか、失敗ということは当然起きる。・・・経済的な・・・失敗というか、そういうものを防ぐガバナンス機能ということがやはり求められる」としている。

(注2) 以下は金融審議会WG第9回会合議事録による。

(2) ガバナンスを考える4つの視角

ガバナンスについて考える場合、何のために(誰のために)、何を目的としてガバナンスを強化するか、ということがまず問題である。これについて、例えば菊澤^(注3)は、ガバナンス問題は、大きく「倫理問題」(企業が社会倫理に照らして正当な行動をしているのか)と「効率問題」(企業は実際に効率的に行動しているのか)に分けることができ、更に「誰のためか」という観点から、利害関係者全体のためという立場(社会)か、投資家のためという立場(企業)か、の計4つに分けられるという(第3表)。

この分類に従えば、協同組織関係者の主張しているのは第3表の(3)の内容、座長の意見は(2)ないし(4)と分類できるようにも考えられる。

それでは、協同組織金融機関の業務は、倫理的な監視を受けているが、事業としての効率性の面では、総代会の形骸化や、理

第3表 コーポレート・ガバナンス問題の整理

	広義(ステークホルダー=利害関係者に 関わる問題)	狭義(企業と投資家 に関わる問題)
倫理問題	(1)社会的倫理問題	(3)企業倫理問題
効率問題	(2)社会的効率問題	(4)企業効率問題

資料 菊澤研宗著『比較コーポレート・ガバナンス論』11頁
より、一部筆者が修正

事会の機能が不十分であることによって、出資者である組合員・利用者ないしステークホルダーからの監視が弱く、従って効率性が低いということになるのだろうか。

事態はそれほど単純ではないだろう。なぜなら、協同組織金融機関の経営者や職員は、日常的な監視やレピュテーションリスクのなかで、単に、コンプライアンスの面だけからの倫理的な対応を行うだけでなく、当然、組合員に対して正確で有益な情報提供を行い、組合員等の利益につながるような業務を行うことを求められているわけであり、それらは、結局は事業体としての効率的な事業運営をも規律づける力になっていると考えられるからである。

(注3) 菊澤研宗(2004)10~12頁

(3) 株式会社のガバナンスも倫理が中核
また、株式会社に關して、株主主權論に立ち、株主と経営者の関係を株主による経営者への委任契約と考えて、経営者の利害を株主の利害に一致させることを通じて経営者の行動をコントロールしようとするガバナンスの考え方があるが、それに対する有力な反論もある。

(注4)

岩井によれば、上記の考え方は、株主と

経営者の関係を、古典的企業(所有者が個人ないし共同所有)におけるオーナーと代理人としての経営者と同様に考えることからくる誤りで、法人形態をとる株式会社とその経営者との関係は、契約関係とは異なるという。

そして岩井は、法人企業の場合、株主総会の決議によって、個別の経営者を変えることはできても、経営者の存在そのものは法的に否定できず、株式会社の経営者は委任契約に基づく株主の代理人ではなく、法人としての会社の「信任受託者」なのである、としている(信任は英語のfiduciary)。

「信任受託者」をイメージする分かり易い例として岩井があげているのが、無意識の状態で運び込まれてきた患者を手術する医者例であり、その場合医者は契約によって手術を行うのではなく、医者であることによって手術を行うわけで、ここでは医者は、患者の生命を、信頼によって任されている「信任受託者」である。

更に、通常の医療行為でたとえどんなに契約を交わしたとしても、医療知識の相違により、医者が行う治療内容を患者がすべて把握することは不可能であり、また、それが契約通り実行されたかどうかを患者が確認することも不可能だから、信任という要素が入り込んでくること、それ以外にも、弁護士や技師等、高度の専門知識をもつ専門家が他人のために行う仕事に関しては、当事者間で知識や能力に格差がある限り、必然的に信任という要素が入り込んでくることを岩井は指摘している。

そして、信任は契約とは異質の概念であり、信任関係を維持する原理は、信任受託者の「倫理」であるとする。その倫理性は、最終的には司法を中心とした国家の強制力で確保され、現行法のなかでは、忠実義務や注意義務がその柱となっている。

忠実義務とは、「自己の利益ではなく、信任関係の相手の利益にのみ忠実に仕事を行うこと」、注意義務とは「それぞれの立場に要求される通常の注意を払って（その仕事を）おこなわなければならない」ことがその内容であり、岩井によれば、「経営者が会社に対して負う忠実義務と注意義務こそ、コーポレート・ガバナンスの中核」なのである。

米国で行われているような、ストックオプションを取り入れて経営者の利害を株主利害に一致させるといった契約に基づくコーポレート・ガバナンス強化策が、コーポレート・ガバナンスの強化につながらず、経営者の報酬増加のみをもたらし、粉飾決算を防ぐ効果もなく、結局は今次の金融危機で明確になったように、多様なステークホルダーに悪影響を及ぼす事態まで惹起していることを考えれば、岩井の議論は極めて説得的である。

（注４）以下は、岩井克人（２００９）第三章を参照。

（４）協同組織は倫理に基づくガバナンスで先行

そして、「経営者が負う忠実義務と注意義務こそ、コーポレート・ガバナンスの中核」という考え方に立てば、協同組織は、

その面では、優れたガバナンスシステムであるとみることができる。

協同組合はそもそも利益を目的とせず、ICA宣言にあるように、「自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯」といった価値観・規範を重視した事業体である。

そのような価値観・規範の重視に加え、一定の地域・職域・業域などに事業領域を限定し、不特定多数ではない組合員・利用者が、出資者、利用者、意思決定者となることによって、業務執行者としての経営者に、組合員・利用者の利益に忠実な組合運営を規律づけている。

だからといって、協同組織金融機関に経営者の独善的経営が無いといっているわけではない。それは岩井も指摘するように、「倫理感」が希少な資源だからであり、株式会社でも同様に生じている問題である。

主張したいのは、協同組織金融機関のガバナンスについて考える場合、法人としての協同組織金融機関と経営者との間で信任受託関係を維持できる枠組みかどうか、という観点が不可欠であるということである。そしてそれが、実は株式会社のガバナンスにおいても中核になるということであれば、株式会社との比較でガバナンス面の評価をする際に、協同組織金融機関は、倫理・規範に基づく事業体であること、事業区域が限定され、不特定多数ではない組合員・利用者が利用・出資し、意思決定にかかわる事業体であることは、重要な評価ポイントになるということである。

機関設計や理事枠などに細かな規定を設

けてガバナンスの実効性を高めることも重要であろうが、信任受託関係の維持という点に着目すれば、公開可能な重要な事項（個人情報にかかわらないもの等）に関して、説明責任を徹底し、組合員・利用者からの質問を随時受け付け、その回答も含め組合員・利用者向けに公開するなどの、アカウンタビリティ（説明責任）強化といった方向も、実質的なガバナンス強化につながるのではないかと考えられる。

（５）協同組織金融機関の相互扶助性について

「審議会報告」では、協同組織金融機関のガバナンスについて、その弱さが、協同組織金融機関の相互扶助の理念の発揮を阻害しているとの見方に立っている。

そこで次に、協同組織金融機関の相互扶助性について考えたい。

金融審議会WGにおいては、第１回会合から協同組織金融機関の相互扶助性とは何かという点が議論の対象となっており、その後も数回の会合で話題になった。審議会では明確なコンセンサスは得られなかったが、「審議会報告書」では相互扶助の理念に基づいて期待される機能として、第２表の ～ にまとめられたことは前述の通りである。

事業再生金融や個人の多重債務者問題対応は、地域に根付く協同組織金融機関として重要な機能であるとは考えるが、それは相互扶助というよりは、協同組織金融機関による、特定の組合員・利用者に対する支

援である。それにかかる費用の一部を他の組合員・利用者が負担しているという意味では間接的な相互扶助といえるが、このような事業（のみ）を相互扶助として取り上げるのには、違和感がある。

そもそもわが国協同組織金融の原点は、経済発展初期の資金不足の時期に、十分な融資を得られない中小企業・個人層が、コミュニティの結束を基盤にして、借り手になり貸し手にもなるという相互金融形態にあり、その際には、お互いの資金不足を補うという意味で、まさに相互扶助性を持つものだった。

しかし、組合員・利用者の増加、金融業務自体の高度化、専門化のなかで、このような手法ではニーズに応えることができなくなり、組合員・利用者と事業体への分化が生じたものが、今日の協同組織金融機関であると考えられる。

その際、相互金融から分化したのは、個人と金融機関ではなく、組織（association）と事業体（enterprise）であり、それが分化しつつ一体化しているのが協同組織金融機関であるとする。

組合員・利用者の数が増加し、組織がそれに沿って大きくなれば、組合員・利用者間における相互扶助性は間接的で希薄なものになる。しかし、それでも会員・組合員が組織としてまとまりを維持している背後には、何らかの意味での連帯感が機能していると考えられる。業域信組や職域信組では、職業や事業が連帯の軸となるが、地域の信金や信組では、地区制限による地域的

連帯感がそれに当たる。

協同組織金融機関が事業再生や生活支援、地域再生などの業務を担うといっても、そのコストを組合員・利用者全体で負担するという連帯感や帰属意識に支えられてこそ、長期的にそれらの業務を行うことが可能になると考えられる。^(注5)

その意味では、第2表の ～ のような機能も、相互扶助の一部として重要であるが、それ以上に、例えば地域金融機関の場合には、地域の連帯感を高めるためにどのようなことが可能なのか、どのようなことを行っているのかという点も、協同組織金融機関を評価する視点として重要であろう。

そういった連帯感の醸成の先に、組合員・利用者の納得のもとで、協同組織金融機関による事業再生金融や地域活性化金融が実現するのであり、連帯感や帰属意識の基盤作りの面を評価せずに、事業再生、地域活性化などを協同組織金融機関の「期待される機能」としては、かえって商業銀行のモラル低下（再生業務を事実上協同組織金融機関に依存するなど）を惹起するのではないかと懸念もある。^(注6)

協同組織金融機関が目指すべき、職業、業種、地域の連帯感の醸成といった課題は、新古典派経済学の分析対象外であるが、近年は経済活動を、単なる合理的計算を超えた人間の感情までも組み込んだモデルで説明しようとする行動経済学などの分野が発展してきており、協同組織の事業・活動も、そのような視角からの分析や評価が可能ではないかと考えられる。

（注5）例えば、審議会委員の1人である家森の分析によれば、地域での金融機関の競争度（店舗数による）が高まると、メインバンクから財務診断などの各種アドバイスを受けている企業の割合が低下する傾向がある。このことは、金融機関の競争が激しいとメインバンクへの帰属意識が弱まり、各種アドバイスの結果経営が改善した場合に、顧客が別の金融機関との取引を開始して、金融機関にとって、アドバイスを行うコストが回収できなくなるからであると解釈可能とされる。詳しくは、『日本経済新聞』2009年8月7日付、経済教室『求められる「地域密着型金融」』。

（注6）金融審議会WG第8回会合で、委員の1人である中津川大東京信用組合理事長は、「（企業の）再生に・・・ウエイトをシフトしたらどうかというお話ですが、・・・銀行さんの貸した後の・・・後始末を随分やって」いるとの発言をしている。

3 農協信用事業への示唆

以上のような協同組織金融機関をめぐる論点が農協信用事業に対して示唆するものについて考えたい。

（1）協同組織性の高い農協のガバナンス
金融審議会WGでは、信金、信組といった協同組織金融機関では、組合員理事が非常勤も含めて少ないことによる、職員、職員OB主導の事業運営が問題視された。

その点では農協は、実務精通者（職員出身者）の常勤理事に対する割合が07年度で59.5%と近年高まっている（02年度には36.4%）とは言え、非常勤理事では実務精通者の割合は07年度で5.2%に過ぎず、組合員による理事会運営が保たれている。^(注7) 従って、信金、信組に対してなされたような、「職員や職員OB中心による、組合員の意向

を反映しない組合運営」という批判には当たらないであろう。

信金、信組と違って組合員中心の組合運営が保たれている背景には、正組合員である農家にとって関心が高い、販売・購買事業を営んでいることもあると思われる。

むしろ、農協のガバナンスに関して外部から指摘されるのは、トップマネジメントのあり方についてである。^(注8)

それに対しては、経営管理委員会制度（1996年農協法改正で導入）の活用により、正組合員代表者で経営管理委員会を組織して業務の基本方針を決定し、日常的な業務執行は経営管理委員会が任命した役員（理事）が行うという、ガバナンス（支配・監督）とマネジメント（執行）を分離すべきという考え方もある。^(注9)

いずれにせよ、金融審議会WGで信金、信組のガバナンス上論点とされた範囲内であれば、農協の場合は、さほど問題視される状況ではないと考えられる。

（注7）数値は、農林水産省「総合農協統計表」

（注8）例えば山本修，吉田忠，小池恒男編著（2000）

（注9）高田理（2006）

（2）協同組織性が高いがゆえに生じる課題

しかしむしろ、総合事業として広範な事業を営んでいる農協の場合、協同組織という仕組み自体に内在する特徴が、信金、信組以上に、組合運営の難しさにつながる面があることに留意すべきである。

それは増田が指摘しているように「組合員の権利は、株式会社における株主のそれ

とは基本的に異なる」ことに起因している。

増田によれば、株式会社における株主の権利は、「統一的な財産総体ならびにその利用収益の価値に対する割合請求権（利益配当請求権）」であるのに対し、協同組合における組合員の権利は、「第一義的には団体財産に対する直接的利用請求権」、すなわち共同施設利用権であるとされる。

その結果、株主の場合の自益権（経済的利益を受け取る権利）は、「配当請求権として、金銭的関心に純化しているのに対し、協同組合の場合、組合の事業を利用する権利、すなわち施設利用請求権のかたちをとる」ことになる。

従って、協同組合では組合員は、「事業利用を通じた組合員利益が最大化されるように協同組合を統治する」のであるが、その結果、増田によれば、協同組合のガバナンスは、株式会社との対比で以下のような基本的な特徴を持つという。

監視され統治の対象とされるべき、経営の基本的意思決定自体が、協同組合の場合株式会社よりも広範で多岐にわたる。

経営者に対する評価基準が多義的。

所有の分散がもたらす、責任ある経営監視主体形成の困難。

まず については、株式会社の場合は、例えばチェーン量販店の出店計画などは、基本的に経営者の経営判断に属し、株主は最終的な企業収益の視点から、事後的にチェックするにすぎない。しかし協同組合の

場合、出店計画は組合員の利用に直接的にかかわるだけに主要な関心事であり、ガバナンスの主要領域になってしまう。つまり、組合員の利用が、広範な事項にかかわるために、経営者への安易な「全面委任」が困難なところに、協同組合のガバナンスの特徴がある、ということである。

次いで については、株式会社における経営者評価の基準は「株主価値の長期的最大化」という単一指標であるが、協同組合の場合、事業利用を通じた組合員利益（あるいは組合員満足度）の最大化が第一指標となる。しかし、第一指標である組合員の利用満足度の計数的評価には一般に困難がともない、また、評価基準自体が多義的である。そのため、協同組合では、経営者に対する評価が、ともすれば曖昧なものになる、ということである。

については、協同組合の場合、特に生協などでは、小額の出資でも利用可能である。そのような場合、多額の出資をしてビジネスリスクを負担する株主がいる株式会社と異なり、経済的意味での強い利害関係をもつ主権者がいない、実質主権者不在のシステムが形成される可能性がある、ということである。

以下、私見を述べれば、上記3点に関して、農協の信用事業という観点から重要なのは、 であろう。

総合事業体である農協においては、事業が多角的であればあるほど、組合員の意思も多様なものになり、信金、信組のような信用事業単営の協同組織と比べて、「広範

困にわたる（組合員の）意思決定過程を統御するという複雑さと困難さ^{（注11）}」が高いと考えられる。

例えば、信用事業専任の理事が、当該農協の信用事業の事業戦略を描いたとしても、販売事業や購買事業に主な関心がある理事が多数を占める理事会であれば、そのような事業戦略に対して納得感を得ることが困難な場合もあり、販売事業や購買事業に主な関心がある理事の納得感が得られる信用事業戦略しか描けないということになる可能性があると思われる。

また、経営者に対する評価基準が曖昧であるために、将来を見据えた大胆な事業・組織戦略をとることへのインセンティブが小さく、従来通りの事業・組織運営を継続する慣性が働きやすいという面もあると考えられる。

そして信用事業において、関心が薄い理事層から理解が得にくいと考えられるのが、信用リスクの管理が問われる融資業務であろう。

この点について、^{（注12）}廣住が紹介しているEmmons & Mueller^{（注13）}によれば、ドイツの協同組織金融機関の場合、経済発展にともない、会員に占める純預金者（預金額 - 借入額 > 0）の割合が高まった結果、協同組織金融機関の経営において、預金者会員を重視せざるを得なくなり、当初理念であった与信面での金融弱者に対する疎外の解消という性質が薄まったという。

わが国農協でも、その貯貸率の低さが示しているように、組合員のなかでは、純預

金者が多いとみられる。協同組織として組合員の意向を理事が反映する結果、安全運用が重視されて、信用リスクをとることに對して回避的な傾向をもたらしている可能性もある。

協同組織性を保ったガバナンスを維持している結果、逆に克服すべき課題があるのではないかという観点から、組合運営を見直してみることも、農協信用事業の事業戦略上重要と考えられる。

(注10) 以下は、増田佳昭(2000)に基づく。

(注11) 同上、68頁

(注12) 廣住(2004)44頁

(注13) W.R.Emmons&W.Mueller(1997)

(3) 農協における相互扶助性

農協はもともと、水管理などの共同作業を行っていた農村集落を基礎とした組織であり、その意味では、相互金融という性格だけではない、村社会の相互扶助の伝統を有している。そのため、組合員・利用者の相互扶助意識は信金、信組に比べ高いものがあると考えられる。

しかし近年は世代交代の進展や大型合併等もあり、やはり地域としての連帯感や、相互扶助意識は低下傾向にあるとみられる。農協では、集落組織や生産部会、青年部、女性部などの様々な組合員組織への参加促進を通じて、また組合員教育を通じて、組合員の当事者意識を高める仕組みがある。そのような取り組みも、協同組織性を高める上で今後とも重要と考えられるし、協同組織性が高まることは、信用事業にもプラスの効果をもたらすとみられる。

おわりに

リテール金融業務の業態を越えた競争激化のなかで、協同組織金融機関も、その固有の特徴を十全に発揮していく必要がある。

「調査会報告」で取り上げられた、中小企業・個人等に関するリスク判断の的確性、安定的な資金供給力、利用者ニーズにあった商品・サービス提供、長期的観点の融資といった面は、依然として協同組織金融機関の特徴であると考えられる。特に現状のような景気悪化局面では、中小企業金融、個人金融のセーフティーネット的な役割を果たすことも重要であろう。

以上に加えて、協同組織金融機関の固有の特性として、本稿の検討の結果注目されるのは、まず協同組織という性格が、組合員・利用者と事業体との間の、信任受託関係の強化につながっていると考えられることがある。

岩井によれば、社会全体で専門化がますます進むなかで、信任関係は今後重要性を増し、そして提供するサービスが「信頼に足るものであることを保証するもの」として、非営利という組織形態が選ばれるとい^(注14)う。

このことは、協同組織金融機関において、組合員・利用者との信任受託関係が確立していれば、専門化が進み、組合員・利用者の多様化が進むなかでも、非営利の協同組織の潜在力がむしろ高まることを示唆して

いると考えられる。

農協の事業に即してみれば、信任関係が重要となる「相談」を起点にした様々な事業、例えば営農相談や資産管理相談を要とした総合事業への展開という従来から言われてきた農協事業の特徴を、職員の専門性を更に高め、かつ事業間の連携をとることによって、他業態との競合のなかでも、組合員・利用者から真に信頼される相談業務として確立することは、協同組織の固有の特徴を生かすという点から、有効な戦略ではないかと考えられる。

次いで、組合員・利用者の参加を促す様々な組織活動も、組合員が事業利用の主体として協同組合運営に関心を持ち、積極的に、当事者意識をもってかかわっていくきっかけとして重要であると考ええる。信金や信組に比べて農協は、そのような組織性を十分に備えており、それらの活性化は一体感や連帯感の醸成のために大きな役割を發揮しようし、それは、信用事業にもプラスの影響を及ぼすと思われる。

ただし、農協信用事業に関しては、前述の3で検討したような、広範囲にわたる組合員の意思決定過程を統御するという難しさがある。また、相談から総合事業へ、組織活動を通じた事業成果へという上記の展望は、協同組織の固有の特徴を生かしたものと考えるが、いずれも費用対効果がみえにくく、かつ信用事業単独ではない総合的

な事業連携が問われる方向である。大規模化し、むしろ事業ごとの独立性が強まるなかで、難しさが伴う面もあろう。

しかし、いずれにせよ、農協が信用事業を営む事業体としての長期的展望を持つためには、協同組織性を生かした信用事業をコアとして重視することが重要と考える。

協同組織と金融をめぐっては、資本や非営利性をめぐる問題、連合会の機能など、他にも様々な論点があるが、それらについては今後の検討課題としたい。

(注14) 岩井(2009)346頁

<参考文献>

- ・ A・バーリ，Gミーンズ(1958)北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』
- ・ 岩井克人(2009)『会社はこれからどうなるのか』
- ・ 菊澤研宗(2004)『比較コーポレート・ガバナンス論—組織の経済学アプローチ—』
- ・ 金融審議会金融分科会第二部会，協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ 議事録及び提出資料(金融庁ウェブサイト)
- ・ 高田理(2006)「農協の組織・運営の現状と進むべき方向」『農林金融』2006年7月号
- ・ 廣住亮(2004)「協同組織金融機関のコーポレート・ガバナンスに関する一考察」『信金中金月報』3月号
- ・ 山本修，吉田忠，小池恒男編著(2000)『協同組合のコーポレート・ガバナンス』
- ・ 増田佳昭(2000)「協同組合における組合員の経営参加—利用者主導型のガバナンス—」(前掲山本修，吉田忠，小池恒男編著(2000)所収)
- ・ W.R.Emmons&W.Mueller(1997)“Conflict of Interest between Borrowers and Lenders in credit Cooperatives:the Case of German Coo-operative Banks”FRB St.Louis Working Paper Series,May

(おのざわ やすはる)

カーボンオフセット

地球温暖化対策のひとつとして地域の森林資源を売買可能なクレジット(温室効果ガス排出枠)として売却するカーボンオフセット事業が広がってきました。森林が吸収する二酸化炭素(CO₂)、あるいは化石燃料の代替燃料に利用した際に削減されるCO₂を証書にして企業などに売却し、企業は自社が排出するCO₂をオフセット(相殺)する試みです。

温室効果ガス削減の国際的な枠組みを定めた「京都議定書」で、日本は1990年比6%の削減義務を負いました。このうち3.8%分、約1,300万炭素トンが森林が吸収するCO₂を充ててることになっています。

CO₂吸収森林と認められるには間伐や植林など森林を整備しなければなりません。政府は吸収量を確保するために2007年度から6年間に330万ヘクタールの間伐が必要としていますが、小規模の林業家では間伐費用が捻出できません。森林の吸収量をクレジットとして売却できれば、整備費が確保でき、荒れる森林の再生と地域振興につながると期待されています。

環境省も2008年11月、カーボンオフセット用クレジットの認証制度「オフセット・クレジット(J-VER)」を創設しました。その第1号に認定されたのが高知県の「協働の森づくり事業」です。

協働の森づくり事業は高知県と市町村(森林組合)、企業の3者がパートナーズ協定を結び、企業はCSR(企業の社会的責任)の一環として森林整備のための協賛金を支払います。市町村や森林組合は協賛金で森林を整備し、企業はCSR活動としてPR資料などに利用する仕組みです。

事業のポイントは「協働の森CO₂吸収認証制度」です。第3者委員会「CO₂吸収専門委員会」が森林の吸収・固定するCO₂の量を計測し、適当と認めれば県が認証証書を発行します。企業にはCSR活動の成果を数値化できるメリットがあります。認証証書を求める企業は増え、2009年7月末までに38企業が19市町村と40件の協定を締結しました。

高知県が取り組むもうひとつの事業が、木質バイオマスを利用したカーボンオフセット事業です。森林をクレジット化する方法は2つあります。ひとつは

間伐や植林による森林吸収の増進，2つめは未利用材を木質バイオマス燃料に利用し，削減した化石燃料をクレジット化する方法です。

高知県は間伐材をチップにし，県内のセメント工場のボイラー燃料に利用しています。県はここで削減されたCO₂，年899トンを経済のファッションビル「ルミネ」に販売する契約を結びました。

こうした森林をクレジット化する動きは全国的に広がっています。全国林業改良普及協会が2008年12月にまとめた調査によると，CO₂吸収量の認定制度を創設した都道府県は13道府県，検討中・検討予定は23都県でした。

市町村の動きも活発です。早くからカーボンオフセットに取り組んでいた北海道下川町は道内3町と協議会を作り，企業に協賛金を募っています。私有林では日本林業経営者協会が，生物多様性の保全レベルが一定水準以上と認めた森林の吸収量を1トン1000円で販売する制度を設けました。

今後の課題はカーボンオフセットを農業分野にも広げることです。OECD(経済協力開発機構)によると，陸地の表層1メートルの土壌中には約2兆トンと大気中の2倍の炭素が蓄積されています。その40%は農地や林地です。

農地にたい肥など有機物質を投入すると微生物が分解し，一部はCO₂やアンモニアなどとして放出されますが，残りは分解されにくい物質として土中に蓄積されます。有機物質の投入量を増やしながら，不耕起栽培などで有機物の分解を抑えれば，土中の炭素蓄積が増えると見られます。

京都議定書ではCO₂吸収源を「森林経営」「植生回復」「農地管理」「放牧地管理」の4つとし，各国が選択しました。日本は森林経営と植生回復を選び，農地管理を選択していません。農地管理が対象に加わればクレジットの販売化の動きも加速すると思います。

カーボンオフセットのメリットは都市から地方への資金還流です。高知県の協働の森づくりに支払われる協賛金は年2億5000万円にのぼります。資金を森林整備や農地保全に回せば，農林業の経営は改善します。

現在，日本が直面する課題は「食料」「エネルギー」「環境」の3つです。いずれも都市では解決できない問題です。食料自給率向上，自然エネルギーの生産，森林吸収などは地方でしか解決できません。地方はもっと農林業の環境価値をアピールし，資金が流入する仕組みを考えるべきです。

(鳥取環境大学教授 金子弘道・かねこひろみち)

市場細分化戦略における 農協生産部会と農協系統の機能高度化

—中小規模の野菜生産部会の取組みを中心に—

主事研究員 尾高恵美

〔要 旨〕

- 1 本稿の目的は、従来型の大量出荷の販売戦略とそのための生産・流通システムとの比較により、中小規模の野菜生産部会における市場細分化戦略とそのための生産・流通システムを明らかにすることである。
- 2 1960年代以降、大量生産、大量流通、大量消費に適した生産・流通システム(以下「従来型の生産・流通システム」という)が形成された。その背景には、野菜の需要拡大に対応するために、大規模産地育成のための政策的支援と大規模化による生産・流通面の効果、流通段階での中央卸売市場の整備、小売段階でのスーパーの出現があった。
- 3 従来型の生産・流通システムでは、生産部会は出荷物の斉一化、農協系統は営農指導、物流、卸売市場への分荷、出荷と代金決済にかかる事務処理等を担い、一方の卸売市場関係者は価格形成、実需者への販売と代金回収を担当するという分担関係になっていた。
- 4 このような背景において、卸売市場に販売を無条件委託する農協系統にとって、大量出荷は有利販売のための重要な戦略として位置づけられたものと考えられる。
- 5 しかし、80年代に入って野菜の国内消費量は停滞から縮小に向かい、またライフスタイルや食に対する価値観の多様化によって、野菜消費は多様化してきた。これにより、野菜需要を細分化しターゲットの実需者を明確化する方がニーズに適切に対応できるようになってきた。本稿で紹介した、市場細分化戦略に取り組む3つの中小規模の生産部会の事例では、生産・流通システムにおいて生産部会や農協系統が果たす機能は、従来型の生産・流通システムとは異なっている。
- 6 生産部会の機能についてみれば、従来型の生産・流通システムでは、出荷規模拡大、そのための技術の平準化と規格・基準の斉一化において機能を発揮している。これに加えて、市場細分化戦略に基づく生産・流通システムにおいては、ターゲットである実需者ニーズに対応した栽培方法、多品目の品ぞろえや契約取引のシステムの確立、および実需者との協力関係の構築においても機能している。これらの機能を発揮できた背景には、戦略に適合的な部会員と組織形態が存在していることがあげられる。
- 7 農協系統が担っている機能についても、従来型の生産・流通システムにおける、営農指導、集荷や分荷だけでなく、企画、生産部会組成、営業、宣伝、需給調整や債権管理等にまで拡張している。それを支えているのは、農協と経済連・全農県本部との協力体制、経験やノウハウを蓄積しそれを生かす仕組みである。
- 8 従来型の大量出荷戦略に基づく生産・流通システムから市場細分化戦略に基づく生産・流通システムに移行するには、販売戦略の変更、既存の取引先との関係、生産者の意識、新しい生産・流通システム定着にかかる時間とリスク等に関する諸課題を克服する必要がある。

目 次

はじめに

1 大量出荷戦略の背景

- (1) 大型産地育成の政策的支援
- (2) 中央卸売市場の整備と卸売業者の取引志向
- (3) スーパーの出現とその仕入志向
- (4) 出荷規模を軸とする産地間競争の帰結

2 農協共販と卸売市場を中心とする従来型の生産・流通システム

3 野菜販売における市場細分化戦略の背景

4 中小規模産地における市場細分化戦略とその生産・流通システム

- (1) 遠州中央農協ときめき野菜部会の事例
- (2) 常総ひかり農協契約レタス部会の事例
- (3) あいち海部農協エコ部会の事例
- (4) 3事例にみる農協生産部会と農協系統

営農販売事業の機能高度化

5 販売戦略と生産・流通システムの移行の課題 おわりに

はじめに

1960年代以降の野菜の需要拡大を背景に、産地の販売戦略は大量出荷が中心であり、大量の出荷物を卸売市場を通じて販売するシステムが形成されていた。80年代に入って野菜需要は停滞から縮小に向かい、また、消費者ニーズは多様化し、市場を細分化しターゲットを明確にして販売する必要性が高まってきた。

ただし、このような変化に対して、従来型の国内の生産・流通システムではターゲットとなる実需者の特定とニーズの把握に弱点があったため十分に対応できず、商社による業務用需要への対応が輸入野菜の増加につながったと指摘されている。

そこで本稿では、指定産地でない中小規模の産地段階における取組みに焦点を当て、市場を細分化し、ターゲットの最終実需者を明確にした戦略とその生産・流通システムについて、従来型の同質な需要を想

定した大量出荷の販売戦略およびその生産・流通システムとの比較により明らかにしたい。

本稿の構成は次のとおりである。まず、野菜の需要拡大期において産地が大量出荷戦略を採用した背景と、農協共販と卸売市場を中心とする生産・流通システムについて既存の研究により概観する。次に、消費者や実需者ニーズの多様化の状況をみた上で、産地段階で対応するための販売戦略とその生産・流通システムを事例により整理する。最後に、新たな販売戦略と生産・流通システムに移行する際の課題を考察する。

(注1) 表題の「市場細分化戦略」とは、市場全体を異なる複数の市場に分類し、特定あるいは全ての市場のニーズに応じたマーケティングを行う戦略のこと。

なお、ここでの市場とは、ある商品やサービスに顕在的あるいは潜在的な関心を持ち、その商品やサービスに対して対価を支払うことができる人と組織のまとまりを指す(フィリップ・コトラー他[2002])。

1 大量出荷戦略の背景

産地において大量出荷戦略が形成された背景には、1960年代以降、都市部を中心に拡大した野菜需要に対して、大型産地育成への政策的支援、中央卸売市場が整備されて大量流通が可能となったこと、小売段階で大型スーパーが出現してきたことがあげられる。以下、 について詳しくみていく。

(1) 大型産地育成の政策的支援

まず、政策的支援による大型産地の育成である。60年代に生鮮食料品価格高騰は社会問題になり、その主な要因は需要の増大に対して生産と流通が対応できなかったために野菜価格が高騰したことにあったとされた（戸田 [1989]）。当時、野菜の供給体制は都市近郊産地中心であったが、工業化や都市化に伴う野菜作付面積の減少に加えて、都市近郊の零細生産者の作付は不安定であり、このような供給体制を改善することが課題となった（勝賀瀬 [1974]）。そこで、野菜の集団産地を育成し、価格を安定化することを目的に、66年に野菜生産出荷安定法が制定された。この制度では、消費量の多い野菜品目を指定野菜に（当初は6品目、現在14品目に拡充）、大都市とその周辺を指定消費地域に指定し、指定野菜の価格が著しく低落した指定産地の登録出荷団体（連合会や農協）の生産者に補給金が交付される。そして、指定産地の要件は、

当該指定野菜につき一定規模以上の作付面積を有すること、指定野菜について当該地域からの出荷量のうち指定消費地域へのお荷量が2分の1以上であること、指定野菜について共同販売組織による出荷量が当該地域全体のお荷量の3分の2超であること、の3点である。このような政策的支援は、少数品目に特化して出荷規模を拡大し共同販売するインセンティブを産地に与えるものである。

一方産地側でも、少数品目に特化した産地形成は、産地内で栽培に関する技術革新を誘発しやすく（香月 [2005b]）、また品目を絞って一定規模を確保することにより、選別や包装等流通にかかる作業を外部化することができるため、流通費用の低減を期待できる（香月 [2005a]）。

さらに、出荷規模を拡大し同一卸売市場での占有率を高めることにより、産地の価格交渉力を強めることができる（堀田 [1974]）。

(2) 中央卸売市場の整備と卸売業者の取引志向

次に、流通面での中央卸売市場の整備である。大量出荷と大量消費に対応するために、63年決定の生鮮食料品流通改善対策要綱、および71年施行の卸売市場法を受けて、青果物流通の要となる中央卸売市場の整備が進められた（細川 [1999]）。この結果、中央卸売市場数は55年の27市場から65年には52市場へと25市場増加し、さらに75年には80市場へとさらに28市場増加した（農林

水産省 [2008] 〕。

卸売業者が受け取る卸売手数料は定率であり、出荷単位が大きいほど、同じ費用でより多くの取引を成立させ、より多くの手数料収入が得られるために、取引の効率性は高くなる（堀田 [1974] 〕。

そのため産地育成を目的として卸売業者が産地に支払う出荷奨励金は、大型出荷産地に手厚く支出されている（細川 [1993] 〕。

（3）スーパーの出現とその仕入志向

第3に小売段階でのスーパーの出現である。70年代を通じて食の外部化は徐々に進みつつあったものの、野菜の出荷量のうち加工向け以外の生食用の割合は75年で77.3%、80年でも72.4%と大半を占めていた（農林水産省『野菜生産出荷統計』主産県の指定野菜14品目計の出荷量に占める生食用の割合）。そして消費者の野菜の購入先として60年前後から大都市を中心にスーパーが出現し、消費者の野菜購入金額全体に占めるスーパーからの購入金額のシェアは74年で28.0%、79年には41.2%へと高まった（総務省（旧内閣府総務庁）『全国消費実態調査報告』）。

スーパーのような大口需要者の仕入先は大都市の中央卸売市場のような大規模卸売市場であり、大規模卸売市場における単価は地方卸売市場に比べて高い（荒木 [2005] 〕。さらに、スーパーの産地選択基準の第1は、特売に対応できる数量を確保できることであり（斎藤・三原 [2004] 〕、従ってスーパーを取引先にもつ仲卸業者も大規模産地を

高く評価することになった。

この結果、同一品質、同一時期であっても、中央卸売市場での評価が高い大規模産地の出荷物は中小規模産地に比べて売上単価は高くなる構造が生まれていた。

（4）出荷規模を軸とする産地間競争の帰結

産地大型化によって得られる政策的支援や生産面・流通面での効果により、大量出荷は産地にとって有力な戦略として位置づけられたものと考えられる。出荷物の価格は無条件委託した卸売市場で決まるために、農協系統は仲卸業者や買参人と直接的に価格交渉できない。販売面で農協系統が有利販売のために取り得る主な選択肢は、卸売市場の選択と出荷数量の拡大に限られる。堀田（1974）が指摘しているように、一度、卸売業者を決定すれば、産地の立場を強めるために、その卸売業者への出荷数量をいかに増やしてシェアを高めるかに注力することになる。

このような出荷規模を軸とする産地間競争の結果、大規模産地が生産の大部分を担うようになり、小規模産地での生産が後退したと指摘されている（堀田 [1974]、荒木 [2006] 〕。

2 農協共販と卸売市場を中心とする従来型の生産・流通システム

前述したように、卸売市場は、野菜の需要と生産の拡大に応じた大量流通のために

整備され、野菜流通の大宗を担うようになった。近年、卸売市場流通にも変革がみられるが、農協共販と卸売市場を中心とする大量生産・大量流通・大量販売に適した生産・流通システム（以下「従来型の生産・流通システム」という）は、おおよそ次のように集約できる。すなわち、生産部会は出荷物の斉一化、農協系統は営農指導、物流、卸売市場への分荷、出荷と代金決済にかかる事務等を担い、卸売市場関係者が価格形成、実需者への販売と代金回収を担当するという分担関係である。

大量出荷の観点からみれば、個別農家の出荷物を共同販売するには、出荷物を斉一化することが不可欠である。そのために、生産部会で部会員が参加し事前に出荷規格・品質基準を目視で確認する目ざろえ会を行ったり、集出荷場に出荷されたものを生産部会や農協が検査する体制が敷かれている。

また、個別農家の分散した出荷物を効率よく集出荷する必要がある、検査や物流の効率性向上、情報一元化など集出荷機能を高めるため、農協段階において集出荷施設の設置も進められた。また、出荷予約情報も分荷を行う経済連（あるいは農協）に集約され、その分荷指図に基づいて農協集出荷場から出荷するという体制が整備されていた（諏訪〔1983〕、慶野〔1993〕）。

3 野菜販売における 市場細分化戦略の背景

前述したように、60年代以降、野菜の需要拡大に応じて、同質な消費ニーズを前提に大量生産、大量流通、大量消費の構造が形成された。しかし、80年代に入って野菜の国内消費量は停滞し、87年をピークにして次第に縮小傾向が鮮明になってきた。

一方で、ライフスタイルや食に対する価値観の多様化によって、以下のように野菜消費も多様化し、市場を細分化する方が適切に対応できるようになってきた。

第1に、簡便化志向を背景に消費形態として食の外部化が進展した結果、加工・業務用需要が拡大した。藤島・小林（2008）によると、主要な野菜13品目合計に占める加工・業務用需要は90年で51%、2005年には55%と、家計消費用需要を上回って過半を占めるようになった。

第2に、価格面でも消費者の志向が多様化してきたことである。価格帯の多様化について所得階層別に生鮮野菜の購入単価をみると、80年において最も単価が高い層では最も低い層の1.08倍であったが、90年に1.13倍、08年には1.14倍に拡大している（総務省『家計調査年報』）。とくに、トマトでは80年の1.07倍から08年には1.22倍に、同じくかんしょでは1.08倍から1.24倍となったのが目立つ。また、ほうれんそうでは、中国産冷凍ほうれんそうの残留農薬問題が発生する前の01年は1.05倍だったものの03

年には1.12倍に拡大し、その後もほぼ同水準で推移している。安全・安心に対する志向の違いがうかがえる。

また、スーパーでも、エブリデイ・ロー・プライスを標榜する小売チェーンもあれば、高級スーパーも存在する。

これらは、低価格を志向する層と多少高くても安全で高品質のものを購入する層というように、志向の異なる消費者層が存在することを示している。

第3に、小売段階での野菜の差別化が求められるようになったことである。小売段階では野菜購入先に占めるスーパーのシェアは04年には67.6%に拡大した（総務省（旧内閣府総務庁）『全国消費実態調査報告』）。しかし、近年はスーパー間の競争が激化し、仕入を集約して価格交渉力を強める一方で、インショップやプライベートブランド等での差別化がみられるようになった。98年には甘楽富岡農協がスーパーの東京都内店舗にインショップの出店を始め、また、BSE発生によって食の安全性に対する信頼が揺らいだことを受けて、02年にはイトーヨーカドーがトレーサビリティに対応した「顔がみえる野菜」の販売を始めた。

これらの外部環境の変化に加えて、第4に、産地内部でも小規模零細農家や農業法人経営のように生産者の異質化が生じている。^{（注2）}市場を細分化し特定のターゲットに、異質化した生産者を対応させるために、生産部会を機能別組織へと再編成することが求められるようになったのである。

しかし、従来型の生産・流通システムで

は、実需者の特定とそのニーズの把握に弱点があり、ターゲットを明確にした販売が難しい場合も少なくない。例えば、生産・販売する過程で、実需者ニーズや発注見込み等の情報を正確かつ迅速に把握するために、産地が実需者と直接情報交換する必要も生じるだろう。とくに業務用の場合は、家計消費と異なる品種や出荷規格等の商品特性、および安定供給が求められる。

これゆえ、市場細分化戦略のための研究、企画、生産、営業、宣伝、物流、債権管理といった一連のシステムにおいて、生産者、農協系統や中間事業者には、従来型と異なる機能が求められる。また、それを支える、人、モノ、カネ、情報といった経営資源も異なるものが必要となろう。以下では、3つの中小規模生産部会の事例により、市場を細分化しターゲットを明確にした販売戦略とその生産・流通システム、およびそれを支えるそれぞれの役割について整理したい。

（注2）生産者の異質化とそれに応じた生産部会の再編については石田〔1995〕を参照。

4 中小規模産地における市場細分化戦略とその生産・流通システム

（1）遠州中央農協ときめき野菜部会の事例

まず、外食・中食業者をターゲットに中国野菜を供給する静岡県の遠州中央農協ときめき野菜部会の事例を紹介する。この事

例の販売戦略の特徴は、ちんげんさい等の中国野菜を中心に約20品目と品ぞろえを充実させ、中華料理店をはじめとする外食・中食の業務用に販売している点である。

これにより、全ての品目がそろうわけではないが、実需者にとっては1つの産地で複数品目を商談することができるために取引先を少なくでき、仕入業務を効率化できる利点がある（第1表）。

a 多品目野菜の生産・流通システム

本事例において、多品目の生産・流通システムを確立したプロセスと、維持するた

めの仕組みは次のようなものである。

（a）多品目周年供給を目指した体制構築のプロセス

現在の多品目の生産・販売システムの基盤は、前身の旧豊田町農協の小もの野菜生産部時代に遡ることができる。その生産・流通システムは、多品目の中国野菜を計画的に生産し、中華料理店に供給するという販売戦略に基づき確立されたものである^{（注3）}。

小もの野菜生産部では、上記の戦略に基づき常時12～20品目の野菜を供給する体制が構築されていた。その方法は、部内に10

第1表 事例における生産・流通システムとその基盤の概要

		遠州中央農協:ときめき野菜部会	常総ひかり農協:契約レタス部会	あいち海部農協:エコ部会
販売戦略		多品目の中国野菜を業務用に周年供給	業務用に適した品種・規格のレタスを業務用に契約取引で安定供給	食品リサイクル事業を通じて、産地と実需者の協力関係を構築
主なターゲット		外食業者 中華料理店等)中食業者	外食業者・中食業者	大手スーパーの地元店舗
取引の価値	実需者	1産地で複数品目の品ぞろえができ、仕入業務の効率化	業務用に適した商品を安定的に調達	食品リサイクル法で義務付けられ、自社の環境方針に定めている食品リサイクル率向上課題の解決に寄与
	生産者	先発優位性を享受	収入の安定性向上	安定した販売先の確保
生産・流通システム		- 多品目周年供給体制 - 部会内小グループに品目割当 - 技術の共有化 - 地域限定品種を導入して優位性を長期化 - 需要創造と販路開拓(卸売市場の機能も活用) - スーパー等で試食宣伝 - 自ら販路を開拓して実需者と直接情報交換 →メニュー変更情報入手迅速化、多品目や規格等の商品提案	- 業務用の出荷規格・品質基準への対応(大玉品種、収穫後洗浄処理) - 作付前に技術講習会 - 定植後の圃場で栽培上の注意点を研修 - 目ぞろえ会 - 安定出荷体制 - 余裕作付 - 生育状況を加味して出荷数量を割当 - 大きな天候変動等の非常時には即日臨時総会で対応協議 - 部会員の体調や慶弔には、他の部会員が補完	- 食品リサイクルに関する消費者の理解を促進 - 専用コーナーで事業、生産者を紹介、生産者による試食即売会 - 圃場での消費者と生産者との交流会 - 周年で多品目の品揃えにより専用コーナーの売場としての価値向上 - 生産者のメリット向上 - スーパーが買取り - 中心等級以外も取引 - コンテナ出荷でコスト削減とゴミ抑制 - 直売所で需給調整
生産・流通システム確立の基盤		- 零細農家が品質高位平準化のために技術共有化 - 旧磐田青果販売連時代から蓄積された経験やノウハウを生かす体制	- 全農茨城県本部が常総ひかり農協と協力して契約取引に適した組織の立ち上げ - 安定価格志向の部会員 - 旧農協を範囲とする少人数の組織 - 農協での営農指導と販売の兼務体制	- 食品リサイクル事業に賛同した部会員 - あいち海部農協とスーパーが直接情報交換できる体制 - 愛知県経済連がコーディネーター

資料 聞き取り調査、大杉(1982)、大杉(1983)、犬塚・宮崎(1988)により作成

人程度の小グループを設けて、各小グループに数品目を割り付け、小グループ内では部員の労働力の保有状況等を加味して品目を割り当てるというものである。この方法は多品目化する過程では機能を発揮したが、一定の品ぞろえが整った現在では実施されていない。

加えて、技術の高位平準化のために、主要品目については部会員の中に研究委員を配置し、品種の圃場試験、出荷規格・品質基準の目ぞろえ、月1回の圃場巡回等を行っている。また、集出荷場等で日常的に情報交換を行い、成功例だけでなく、失敗例も共有化している。

多品目の中国野菜の周年供給を個別農家が単独で実現することは難しいと考えられる。生産部会として生産者を組織化したからこそ、多品目の供給体制を構築できたといえよう。

(b) 地域限定品種を導入して先発優位性を長期化

80年代の中華料理ブームも追い風となり、農協として初めて産地化した当部会のちんげんさいは、鮮度保持の工夫や銘柄の確立により比較的高い単価で取引され、先発の優位性を享受してきた。しかし、近年、大型産地がちんげんさい生産に参入したため、優位性が次第に縮小してきた。そこで先発優位性の長期化をねらいとして、07年から、磐生福立菜（ばんせいふくたちな）や磐生白菜（ばんせいぱくちょい）という磐生（磐周地域生まれ）を頭につけた品種

を導入している。生産部会が種苗メーカーと協力して開発した品種であるため、一定期間、種の供給は当部会に限定される。いずれ解禁されるものの、それまで独占でき、技術を蓄積することができる。

(c) 多品目の野菜の需要創造と販路開拓

当地域における中国野菜の取扱いとは、75年に旧豊田町農協で、農家の女性の副業として軽作業で生産・出荷できるちんげんさい生産を指導したのが始まりである。しかし、主要卸売市場に出荷できるようになったのは79年である。当時はちんげんさいの調理方法が普及していなかったためである。その間、農協の生活指導員が開発したオリジナルレシピをもとに、生産者や、磐田青果物漬物販売連合会（以下「磐田青果販売連」という）と農協の職員がスーパーでの試食宣伝や料理講習会を繰り返し実施した。前述した磐生野菜のように新しい品目や品種の野菜の販売においても、まず試食宣伝で調理方法を普及させ需要を創造するというマーケティング手法は受け継がれている。

現在の販売チャネルは、ときめき野菜部会の90%以上、ちんげんさいに限るとほぼ100%が卸売市場を経由した取引である。その中で近年は、農協が販路を開拓して実需者と直接取引条件を設定し、卸売市場の物流と代金決済機能を活用する取引が増えている。

実需者に直接アプローチする理由は、メニュー改変の情報を早めに入手して、販売

計画や生産計画に反映させる必要があること、1つの品目の取引をきっかけに他の品目を提案できるという多品目産地の強みを生かせること、規格の簡素化やバラ出荷等の商品企画を提案できること、である。

b 生産・流通システム確立の基盤

多品目の生産・流通システムを確立できた産地側の基盤として次の点が注目される。

(a) 生産部会の役割

多くの野菜の栽培技術を高めるために、部会員同士は常に情報交換を行っており、品目の割当や栽培技術の向上といった生産面で生産部会が果たしている役割は大きい。この背景には、部会員のほとんどが零細農家であるため、単独の農家では販売することが難しい環境にあり、共同販売するために技術の共有化が習慣化していることがある。

(b) 農協の機能

前述したように、当農協では自ら販路を開拓したり、実需者と交渉する方式が定着している。これは、農協合併前に管内の青果物販売を担当していた磐田青果販売連で蓄積された経験やノウハウが基盤となっている。

農協は合併時に磐田青果連を吸収したが、磐田青果連出身の職員は営農指導と販売事業の両方を兼務し、また、継続的に専門性を生かせるように人事配置されている。

(注3) 旧豊田町農協の小もの野菜生産部については、大杉(1982)、大杉(1983)、犬塚・宮崎(1988)を参照。

(2) 常総ひかり農協契約レタス部会の事例

次に、ターゲットを明確化し、そのための部会を組成して対応している茨城県の常総ひかり農協契約レタス部会の取組みを紹介する。この事例の販売戦略の特徴は、外食・中食の業務用の実需者を主なターゲットとし、卸売市場と卸売市場外のチャネルを併用しつつ、業務用に適した規格や品質のレタスを、契約取引によって安定的に出荷するというものである。

ある中食業者との取引では、全農茨城県本部が主体となって契約を取りまとめ、産地での出荷単位(数量)と実需者への納品単位(重量)との調整や産地リレーのため、^(注4) 商社も介在している。

取引先である外食・中食業者にとっては、業務用に適した商品を安定的に仕入れることができる利点がある。一方、生産者にとっても、安定した収入が見込めるため経営の計画性を高めることができる。後継者を確保でき、事業の持続性につながっている。

a 契約取引を継続するための生産・流通システム

業務用をターゲットとした戦略では契約取引を継続することが重要である。契約取引を継続するための生産・流通システムは次のようなものである。

(a) 業務用の出荷規格・品質基準への対応

業務用レタスとして要求される規格や品質は特殊なものであり、例えば、品種は家計消費用に比べて大玉のものであり、収穫後も切り口の処理や真空予冷処理が必要である。

このような要望に応じるために、部会員全員が参加して、作付前には県農業普及機関と連携して技術講習会を開催したり、定植後出荷前の期間に栽培上の注意点を確認する現地研修会を複数回開催している。また出荷規格や品質基準の確認は、目ざろえ会以外に、出荷期間に毎週開催する定例会でも徹底している。

(b) 契約取引のための安定出荷体制

契約取引に基づいて安定的に出荷するために、当部会では天候変動等による単収減を想定した面積を作付けている他、生育状況をこまめに把握し、これに基づいて各部会員に出荷数量を割り当てている。また自然災害の被害を受けた場合には即日に全員が集合して対応を協議している。

とくに生産・出荷の過程において部会員同士が緊密に協力していることは特筆すべきである。例えば、生育状況を加味して数量を割り当てているが、冠婚葬祭や体調不良等により出荷できない部会員の分は、他の部会員が全員で補い合っている。冠婚葬祭や体調不良は日常の社会生活を営む上で避けては通れない。それを補い合う仕組みは、定量を一定期間続けて出荷するためには欠かせないものである。

b 生産・流通システム確立の基盤

契約取引の生産・流通システムを確立できた産地側の基盤として次の点が注目される。

(a) 組織の立ち上げ

上述のように契約取引は、個々の農家が単独で取り組むことは容易ではなく、生産者同士の協力、農協や全農県本部の支援が不可欠である。換言すれば生産者組織の成果が大きい取引形態といえる。しかし単に農家を組織化しただけで契約取引のシステムを確立できるわけではなく、契約志向の少数の生産者を組織化することがポイントである。本事例に限らず、この方法は、全農茨城県本部が安定供給に適した組織形態として、農協と協力して立ち上げてきたものである。このような組織形態には次のような強みがある。

(b) 迅速な意思決定と協力体制

当部会の部会員は、石下地区センター(合併前の旧農協)管内の9人である。比較的狭い範囲の少人数の部会であることは、不測の事態にも迅速に対応でき、また仕組みを支える強固な協力関係の構築にも寄与していると考えられる。

迅速な対応については、自然災害の被害を受けた際に臨時総会を開く場合にも、地区センター範囲であるため距離的に参集しやすく、また少人数で合意形成しやすいため、意思決定が速い。

また個々の農家では出荷対応できない場

合にも部会員同士の協力で補っている。このような協力関係が築かれている背景には、互いの状況を理解しやすい環境が大きく影響していると考えられる。すなわち圃場や住居が比較的近くにあり、頻繁に開かれる全員参加の会合や部会員共通の趣味を通じて、密接なコミュニケーションが図られている。

当部会を構成する部会員は、契約取引によって農業経営の安定性が高まると期待し、農協からの提案に応じた専業で大規模に経営する生産者である。市況の一時的な高騰よりも、安定した価格のメリットを重視している。このような部会員は、契約取引の継続にかかわろうとする意識は強くなると考えられる。

（c）農協での営農指導と販売の兼務体制

農協担当者は、数年前から品質基準の遵守等に関する誓約書の提出を部会員に要請している。作付面積の拡大に伴い作業量が増加し、作業が粗雑になる懸念があるため、部会員の意識を高める必要があると、担当者が判断したためである。部会員の状況に応じた助言は、品質を維持しながら、作付面積を拡大するために欠かせないものといえる。

このような農協担当者の対応の背景には、当部会の事務局として営農指導と販売を兼務し、生産者の状況だけでなく実需者のニーズも把握していることが影響していると考えられる。

（注4）農林水産省・独立行政法人農畜産業振興機構（2009）「平成20年度国産野菜の生産・利用拡大優良事業者表彰式典」資料参照。

（3）あいち海部農協エコ部会の事例

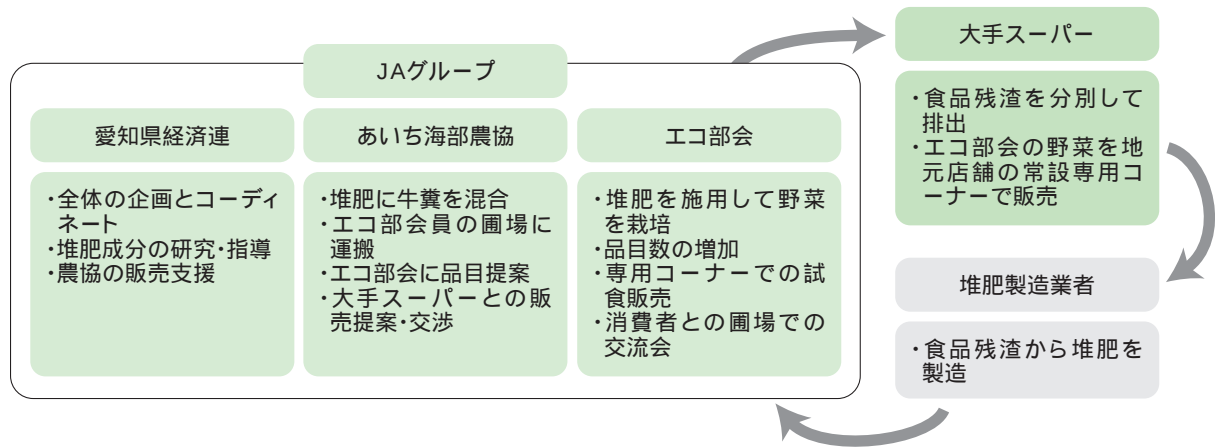
最後に特定のスーパーをターゲットに部会を組成して対応しているあいち海部農協エコ部会の事例を紹介する。本事例の販売戦略の特徴は、食品リサイクル事業を通じて、生産部会であるエコ部会、あいち海部農協、愛知県経済連が、取引先である大手スーパーと相互協力の関係性を構築していることである。生販提携の一形態ともいえる。

取引先であるスーパーにとっては、法律で義務付けられ、自社の環境方針に定めている食品リサイクル率を高めるという課題を解決でき、生産者にとっては安定した販売先の確保という点でメリットが大きい。^{（注5）}

a 食品リサイクル事業の概要

本事例における食品リサイクル事業の概略をみると、まず東海地方を中心に小売チェーンを展開する大手スーパーの店舗で分別し排出した食品残渣物を堆肥製造業者が堆肥化する。これに牛糞堆肥を混合して食品残渣混合家畜糞堆肥を製造し、エコ部会員の圃場に施用する。そこで生産した野菜を大手スーパーが買い取り、地元店舗のエコ部会専用コーナーを設けて販売するというものである（第1図）。

第1図 食品リサイクル事業の仕組み



資料 聞き取り調査により作成

b 食品リサイクル事業の持続性を高めるための生産・流通システム

本事例において食品リサイクル事業が継続されているのは、生産・流通システムに次のような事業の持続性を促す仕組みが組み込まれているからである。

(a) 食品リサイクルに関する消費者の理解促進

本事例の食品リサイクル事業は、生産した野菜を消費者が購入することで完結する。食品リサイクルに関する消費者の理解を促すために、スーパーの地元店舗に食品リサイクル野菜（エコ部会）の専用コーナーを常設して、野菜とともに、食品リサイクルの仕組みとそれに参加するエコ部会員を紹介している。さらに、エコ部会員は年に数回専用コーナーで試食即売会を実施したり、圃場で消費者との交流会を開催している。

(b) 売り場としての価値向上

食品リサイクル野菜専用コーナーの売り場としての価値、つまり集客力を高めるためには、周年で多品目の品ぞろえをすることが不可欠である。48品目まで増やし品ぞろえを充実させてきた。

(c) 食品リサイクルに取り組む生産者のメリット向上

一般的に、インショップへの出荷の場合、直売所と同様に、閉店時の残品は生産者が引き取る取り決めになっている場合が少なくない。本事例では、出荷したものは1週間単位で事前に値決めしてスーパーが買い取っている。売れ残りのリスクをスーパー側が負担することにより、生産者は安心して食品リサイクル事業に取り組めるようになっている。

また、通常スーパーと直接取引する場合、取引規格は中心等級に限られるという問題が生じる。この事例では、比較的幅広い規格を商品化できるようにしている。

さらに、コンテナ出荷で資材費用もゴミの発生も抑えられている。

加えて、生産者は安定的に供給するために余裕作付を行っているが、スーパーとの契約を超えた収穫分は、個々の生産者が農協の直売所に出荷している。直売所は、需給調整の機能も果たしている。

c 生産・流通システム確立の基盤

このような生産・流通システムを確立できた産地側の基盤として次の点が注目される。

(a) エコ部会の役割

エコ部会の部会員は、04年に愛知県経済連から本事業の提案を受け、当農協が直売所の生産部会員を対象に募集したのを受けて、食品リサイクル事業の趣旨に賛同して参加した生産者である。そして部会員の出荷に対する責任感を醸成し、部会員同士で補い合う体制を構築するために生産部会を組織した。

生産部会の機能は品目を増やす際に発揮された。直売所出荷の場合、生産者は個々の判断で出荷する品目を選択する。例えば、前年出荷した品目を当年出荷しなくてもとくに問題にはならない。しかし本事業では、大手スーパーの販売店舗にエコ部会の専用コーナーが設けられており、売り場の集客力を高めるために品ぞろえは不可欠な要素である。とはいえ他から調達できないため、農協の指導に基づいて部会員同士で品目を調整したり、部会員が農協に提案して品目

数を充実させてきた。

(b) 農協・経済連の役割

品目数を充実させる過程で農協はスーパーでの販売情報に基づいて部会員を指導したり、部会員の意向を受けてスーパーに提案している。このような指導や提案は、農協がスーパーと直接情報交換できることで可能となっている。

また、愛知県経済連は食品リサイクル事業を核とする生産・流通システムを企画提案し、関係者をコーディネートして進めてきた。具体的には、大手スーパーに残渣物の分別方法を示し、堆肥製造業者に農業で使用可能な堆肥成分を指導し、実験圃場で試験栽培を行い、部会員に堆肥を使用した栽培方法を指導し、農協に出荷規格・品質基準の設定をはじめ販売面で支援した。

(注5) 本事例の食品リサイクル事業は、食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、以下「食品リサイクル法」という)に基づく事業である。食品リサイクル法とは、食品廃棄物等の排出の抑制と資源としての利用を推進するために2000年に制定された。食品製造業者、食品卸業者、食品小売業者、外食業者には、毎年、再生利用等実施率について目標が設定されている。

(4) 3事例にみる農協生産部会と農協系統営農販売事業の機能高度化

以上のように事例に示した生産・流通システムにおける生産部会や農協系統の営農販売事業の機能は従来型とは異なっている。

生産部会の機能についてみれば、従来型の生産・流通システムでは、出荷規模拡大、

そのための技術の平準化と出荷規格・品質基準の斉一化において機能を発揮している。これに加えて、新たな生産・流通システムにおいては、ターゲットである実需者ニーズに対応した栽培方法，多品目の品ぞろえや契約取引のシステムの確立，および実需者との協力関係の構築においても機能している。これらの機能を発揮できた背景には，戦略に適合的な部会員と組織形態が存在していることがあげられる。

一方，農協系統が担っている機能についても，従来型の生産・流通システムにおける，営農指導，集荷や分荷だけでなく，企画，生産部会組成，営業，宣伝，需給調整や債権管理等にまで拡張している。それを実現した背景には，農協と経済連や全農県本部との協力体制，経験やノウハウを蓄積しそれを生かす仕組みが存在している。

5 販売戦略と生産・流通システムの移行の課題

最後に，市場細分化戦略に基づく生産・流通システムを移行する際に，農協系統と生産部会が克服すべき問題点と課題をまとめておく。

前述したように中小規模産地は，出荷規模を基準とする競争では苦戦を強いられたものの，野菜消費と生産者の多様化により，市場を細分化しターゲットを明確化する方がニーズに適切に対応できるようになってきた。これにより産地における販売戦略の選択の幅はひろがってきたとみられる。し

かし，同質な需要を前提とする従来型の大量出荷の販売戦略に基づく生産・流通システムから，市場細分化戦略に基づく新たな生産・流通システムに移行するにはさまざまな問題点や課題があり，それらを克服する必要がある。最後に，想定される問題点を5点ほどあげておきたい。

第1は，販売戦略の移行に関することである。既存の生産部会において販売戦略を一度に移行できない場合，従来型の大量出荷戦略と市場細分化戦略を併用しなければならない。それぞれの取引先が異なる場合には，戦略の性質として，大量出荷戦略は，市場細分化戦略と両立することが難しくなる。市場細分化戦略に基づく出荷によって，大量出荷戦略に基づく出荷量が減少して優位性が低下し，また大量出荷による流通の効率性が低下してしまうからである。

第2は，既存の取引先との関係である。とくに生産部会員と卸売市場関係者との間には長年の取引によって築き上げられた人間関係があり，取引先の変更が容易でない場合もある。また，既存の取引先が担っていたすべての機能を産地側で代替することが困難な場合もあり，既存の取引先の機能を活用しながら，システムを移行することになる。いずれにしても，販売戦略を移行する場合には，既存の取引関係を再検討することが必要になる。

第3は，生産者の意識に関することである。一般的に，卸売市場を主なチャネルとする生産者の場合，契約意識が定着しておらず，契約取引を始めても，卸売価格が高

騰した場合には契約通りに供給できないという問題が生じることになる。

上記3点への1つの対応策としては、事例に示したように、既存の生産部会とは別に組織化することが有効である。組織化に際しては生産者と組織形態を販売戦略に適したものにすることがポイントとなろう。

第4は、新しい生産・流通システムが定着するまでに時間がかかることである。事例に取りあげた生産・流通システムでは、生産部会、農協や経済連・全農県本部の機能は高度化している。それを実現するには人材、経験やノウハウが必要である。外部から経験者を採用するか、内部での育成により人材を確保することが必要である。また獲得した経験やノウハウを蓄積して専門性を高める必要があり、それを人事配置で支えることも重要となろう。

第5に、従来型の生産・流通システムとは異なるリスクを生産者や農協系統が抱えることである。例えば、契約取引の場合には契約履行に関する天候リスクがあり、市場外取引の場合には代金回収リスクがある。加えて市場細分化戦略における取引は、ターゲットとした業界動向の影響をより直接的に受けることになる。このため、卸売市場の機能を活用したり、業界動向や取引先情報の収集など、リスクマネジメントの強化も課題となろう。

おわりに

本稿では、60年代以降の野菜の需要拡大

期に形成された販売戦略とその生産・流通システムを概観した上で、その後、80年代に入り野菜全体としては需要が縮小する中で、野菜消費が多様化したことに対応して市場細分化戦略を採用している生産部会と農協系統の取組みを紹介した。その中で特定のターゲットに集中して対応することが比較的容易と考えられる中小規模の生産部会の取組みに注目した。大規模産地についてみれば、出荷する卸売市場を集約したり（小林〔1999〕）、農協合併に伴って旧農協ごとに存在した生産部会を統合して（尾高〔2008〕）、卸売市場対応を中心とし、そこでのシェアを高める方向にある。また、大規模産地でも、卸売市場の機能を活用しながら細分化した市場の単一あるいは複数に対応する動きがみられる。この場合の生産・流通システムは、中小規模産地とは異なるものと予想される。他方、農協がコーディネートして大規模農家が個別に細分化市場に対応する動きもみられるが、この場合にも独自の生産・流通システムが存在していると思われる。大規模産地や個別農家における変革については今後の調査課題としたい。

<参考文献>

- ・青山浩子「外食業者、サプライヤー、産地間の連携事例から - 契約取引において、今産地が求められているもの」『野菜情報』06年12月号、農畜産業振興機構、18～26頁
- ・荒木一視（2005）「青果物卸売市場価格の地域差にかかわる予察的検討」『エリア山口』34号、山口地理学会、13～23頁
- ・荒木一視（2006）「高度経済成長期以降における生鮮野菜産地の盛衰」『地理科学』vol.61、地理科学学会、1～21頁

- ・石田正昭（1995）「農業経営異質化への農協販売事業の対応課題」『農業経営研究』33（2），45～52頁
- ・犬塚昭治・宮崎憲二郎（1988）「都市近郊の主婦労働で中国野菜の全国販売」梶井功監修『営農指導と地域・農業振興』全中，415～439頁
- ・大杉実（1982）「新野菜（中国野菜）の周年栽培について（1）」静岡県農業協同組合中央会『農業技術研究』38巻12号（1982年12月号），26～28頁
- ・大杉実（1983）「新野菜（中国野菜）の周年栽培について（2）」静岡県農業協同組合中央会『農業技術研究』39巻1号（1983年1月号），28～30頁
- ・尾高恵美（2008）「農協生産部会に関する環境変化と再編方向」『農林金融』2008年5月号，30～42頁
- ・小野誠志（1973）『農業経営と販売戦略』明文書房
- ・勝賀瀬質（1974）「野菜の流通近代化と農業協同組合」『農林金融』1974年5月号，2～9頁
- ・香月敏孝（2005a）『野菜作農業の展開過程』農山漁村文化協会
- ・香月敏孝（2005b）「野菜産地の再編過程 - 果菜類を中心に - 」『農林水産政策研究所レビュー』No.15，農林水産政策研究所，3～9頁
- ・慶野征翯（1993）『青果物集出荷機構の組織と役割』
- ・小林茂典他（1999）「輸入野菜流通と卸売市場」『日本の農業』210，農政調査委員会
- ・財団法人外食産業総合調査研究センター（2009）『外食産業統計資料集2009年版』
- ・斎藤修（1986）『産地間競争とマーケティング論』日本経済評論社
- ・斎藤義一・三原成彬（2004）『青果物流通とマーケティング活動』筑波書房
- ・櫻井清一（2008）『農産物産地をめぐる関係性マーケティング分析』農林統計協会
- ・佐藤和憲（1998）『青果物流通チャネルの多様化と産地マーケティング戦略』養賢堂
- ・佐藤和憲（2007）「産地マーケティングの主体的な新展開」『農業と経済』2007年10月号，5～10頁

- ・鈴木忠和（1983）「卸売市場制度と転換期にある野菜」鈴木忠和編著『野菜経済の大規模化』楽游書房，1～18頁
- ・諏訪敏（1983）「埼玉県におけるきゅうりの大規模産地の実態と問題」鈴木忠和編著『野菜経済の大規模化』楽游書房，127～155頁
- ・戸田博愛（1989）『野菜の経済学』農林統計協会
- ・農林水産省（2008）「卸売市場データ集」
- ・農林水産省・独立行政法人農畜産業振興機構（2009）『平成20年度国産野菜の生産・利用拡大優良事業者表彰式典』資料
- ・フィリップ・コトラー，トーマス・ヘイズ，ポール・ブルーム著（2002）『コトラーのプロフェッショナル・サービス・マーケティング』（白井義男監修，平林祥訳）ピアソン・エデュケーション，Philip Kotler, Thomas Hays and Paul N.Bloom (2002) *Marketing Professional Services*, Second Edition : Learning Network Direct, Inc.
- ・藤島廣二・小林茂典（2008）『業務・加工用野菜—売れる品質・規格と産地事例—』農山漁村文化協会
- ・藤島廣二・山本勝成（1992）『小規模野菜産地のための地域流通システム』富民協会
- ・細川允史（1993）『変貌する青果物卸売市場』筑波書房
- ・細川允史（1999）「卸売市場政策の系譜と課題」日本農業市場学会編集『現代卸売市場論』筑波書房 25～36頁
- ・堀田忠夫（1974）『産地間競争と主産地形成』明文書房
- ・堀田学（2000）『青果物仲卸業者の機能と制度の経済分析』農林統計協会
- ・和田充夫・恩蔵直人・三浦俊彦（2006）『マーケティング戦略〔第3版〕』有斐閣

（おだか めぐみ）

大豆の国際需給と日本の自給

主席研究員 藤野信之

〔要 旨〕

- 1 国際的な大豆需給は、米州大陸による独占的大量生産・輸出と日中韓の東アジアおよびEUによる輸入という構造をもっている。この中では米州から中国へ向かうルートが最大で、穀物メジャーの介在度が大きい。この生産、輸出入構造は、主に80年代中盤以降のブラジル、アルゼンチンによる生産、輸出と、自給をあきらめた中国による輸入の急拡大によってもたらされた。
- 2 大豆、大豆油、大豆粕を加えた大豆製品全体で見ると、日中韓の東アジア3ヶ国で世界輸入量の43%を占めており、大規模生産による低価格性や、大豆が湿潤を嫌うこと等において一定の国際分業が成立している。東アジアでは大豆は大豆油原料だけでなく、豆腐、味噌・醤油等食用の大豆加工品原料となることから、GM大豆の問題もこのことを抜きには考えられないことにも留意する必要がある。
- 3 日本の輸入量は400万トンで世界輸入量の5%強を占め、大豆粕を含む大豆換算輸入量は600万トン強で世界輸入量の5%弱を占める。大豆と大豆粕の輸入関税は無税で、大豆油には13.2円/kg（従価税換算10.7%相当）の関税をかけて国内搾油産業を保護している。輸入量の増大に対応して大豆自給率は順次低下していき、現在では6.5%（食品用でも21%）と極めて低い水準にまで至った。
- 4 作付面積は、米政策改革（04年度から）において適地適作化を促進する産地作り交付金制度を受けた転作が定着したこともあり、近年では堅調に推移している（08年では12万ha）。生産量は北海道、北九州、東北、北陸、中部で多く、品質（等級）では北陸で低いのが特徴的である。
- 5 大豆の価格は93年以降収穫量の増加と輸入品との競合によって長期的に低下傾向にあるなかで、10a当たり粗収益の低下スピードは生産費のそれを上回っており、農家所得はことに都府県で大きく減少してきている。都府県平均の所得が黄・緑ゲタ加算後でも赤字となることの主要因は、単収の低さにあるものと考えられる。
- 6 搾油用大豆生産の国際分業は一定の前提であり、分散と海外投資による調達先の安定化が必要である。国内食品用大豆生産に関しては、一定の自給率の維持・拡大、non-GM大豆の安定的確保、構築済みの各地域の生産体制の維持のため、引き続き政策的な補助のもとにその生産量を維持・拡大していく必要がある。また、国内の搾油産業が大豆油関税で保護され、大豆油、大豆粕の自給に貢献しているのを維持することが重要である。

目 次

はじめに

1 国際大豆需給の概要

- (1) 生産・輸出入の概要
- (2) 大豆の主要国別輸入状況

2 大豆の国内需給動向

3 国産大豆の生産動向

- (1) 作付面積・収穫量
- (2) 生産構造
- (3) 地域別生産量と品質

4 価格と生産費の動向

(1) 価格

(2) 生産費

5 政策的支援の動向

- (1) 品目横断的経営安定対策への移行
- (2) その他の生産支援策
- (3) 民主党農政による支援策

(4) 技術的支援等

6 課題と展望

- (1) 搾油用大豆生産の国際分業と安定調達
- (2) 国内食品用大豆の自給率向上
- (3) 大豆油・大豆粕を含む自給率の維持

はじめに

2007年からエネルギーと穀物・油糧種子の価格が高騰して世界を揺るがした。しかし、米国発のサブプライム問題による金融危機によって08年秋から低下に向かい、09年春から主に南米の有力産地であるアルゼンチンの干ばつ予想で大豆が反転し、米国産トウモロコシも降雨による作付遅延を材料に上昇基調となった後、夏を境に、米国農務省による09/10年度の豊作予想等によって調整局面入りした。

いずれにしろ、穀物価格は、振幅を広げつつ、過去数十年に及ぶ低位安定から1段高いところへシフトアップしたと言われている。

菜種油とともに国内植物油脂需要の1/3を占める大豆油も、原料の大宗を輸入に頼る大豆加工品も、配合飼料原料の一部とな

る大豆粕（大豆ミール）も、輸入（原料）価格の上昇を受けて07年以降値上げが行われ、07年、08年と国内企業物価も上昇した（納豆を除く）。

当然のことながら、日本の大豆需給は大きく世界とつながっており、その構造や動向を踏まえた上で国内対策を検討する必要がある。

本稿では、国際大豆需給を概観した上で、国内における大豆の需給・生産動向を整理し、大豆の安定的な調達に必要なとなる課題について検討することとしたい。

1 国際大豆需給の概要

(1) 生産・輸出入の概要

国際的な大豆需給は、米州大陸の独占的大量生産・輸出と日中韓およびEUの輸入という構造をもっている。この中では米州から中国へ向かうルートが最大で、穀物メ

ジャーの介在度が大きい。^(注1)

世界的に見れば、大豆の生産量の91%は、大豆油とその搾りかす製品である大豆粕の原料として用いられ、残りの9%が種子・その他となっている(07年, USDA)。

大豆の主たる生産国は、米国、ブラジル、アルゼンチン、中国であり、基本的には生産国内で搾油され、自国内搾油需要を超える部分が輸出される(第1表)。自国内での搾油需要量を超えて大豆生産を行っているのは、米国、ブラジル、アルゼンチンであり、国内搾油需要量の約1/3しか大豆を生産していない中国は、2位のEU(27ヶ国, 1,512万トン)、3位の日本(401万トン)ともども主要な大豆輸入国であり、世界輸入量の48%(3,782万トン)を輸入している。

第1表 世界の大豆需給表(07年)

(単位 千トン)

供給	期首在庫		62 890
	生産	米国	72 860
		ブラジル	61 000
		アルゼンチン	46 200
		中国	14 000
		その他	27 120
	計	221 180	
	輸入		78 160
	合計		362 230
需要	搾油	米国	49 020
		ブラジル	32 110
		アルゼンチン	34 610
		中国	39 520
		日本	2 890
		EU	14 870
		その他	28 850
		計	201 870
		種子・その他	
	輸出		79 610
	合計		309 300
期末在庫	米国		5 580
	ブラジル		18 900
	アルゼンチン		21 760
	中国		4 250
	その他		2 430
	合計		52 920

搾油による生産物	
大豆油	大豆粕
9 330	38 320
6 160	24 890
6 630	27 070
7 050	31 280
1 460	2 248
2 670	11 720
4 240	22 942
37 540	158 470

↓ ↓
大豆油需給表 大豆粕需給表
(省略) (省略)

資料 USDA "World Agricultural Supply and Demand Estimates June 2009", FAS PSD onlineから作成

(注) 1 年度は各国穀物年度(米国は9月～翌8月)。ブラジル、アルゼンチンは10月～翌9月に調整。

2 このため需給量、輸出入量はそれぞれ一致しない。

大豆におけるこの生産、輸出入構造は、主に80年代中盤以降のブラジル、アルゼンチンによる生産、輸出の急拡大と、自給をあきらめた中国による輸入の急拡大によってもたらされた。^(注2)

大豆油の主たる生産国も同様に、米国(933万トン)、アルゼンチン(663万トン)、ブラジル(616万トン)であり、国内需要がほとんど無い(サフラワー油が選好される)アルゼンチンが、世界輸出量の53%(579万トン)を輸出し、内需を超えた部分を輸出するブラジル(239万トン)、米国(132万トン)が2,3位の輸出国となっている(同)。一方、主たる輸入国は、中国(283万トン)、EU(96万トン)、インド(114万トン)である。

大豆油の生産、輸出入構造も大豆とほぼ同様に形成された。

大豆粕の主たる生産国も同様であり、米国(3,832万トン)、中国(3,128万トン)、ア

= -		= +	種子・その他、在庫取崩	= +
搾油後残余	輸入	計		輸出
23 840	270	24 110	7 490	31 600
28 890	150	29 040	3 680	25 360
11 590	2 950	14 540	700	13 840
25 520	37 820	12 300	11 850	450
2 660	4 010	1 350	1 340	10
14 150	15 120	970	930	40
2 680	17 840	15 160	6 850	8 310
19 310	78 160	97 470	17 860	79 610

ルゼンチン（2,707万トン）、ブラジル（2,489万トン）の順で生産が行われ、世界輸出量の48%（2,682万トン）を輸出するアルゼンチンを筆頭に、ブラジル（1,214万トン）、米国（842万トン）、インド（479万トン）が、2位～4位の主たる輸出国となっている（同）。

大豆粕で特徴的なのは、中国の大豆粕生産量が内需を満たしており、EU一地域が主たる輸入国として世界輸入量の44%（2,407万トン）を集中的に輸入していることである（同）。

大豆、大豆油、大豆粕を加えた大豆製品全体で見ると、日中韓の東アジア3ヶ国で世界輸入量の43%を占めており、大豆の生産が機械化による大規模生産のコスト削減効果が大きいこと、大豆生産が湿潤を嫌うこと等により、搾油用大豆には一定の国際分業が成立しているともいえる。

なお、大豆作付面積に占める遺伝子組換え（GM）割合は、米国92%、ブラジル64%、アルゼンチン98%（07年、米国は08^{（注3）}年）と、人が直接摂取するための作物ではないことから高く、仮にこの割合がそのまま生産量、輸出量に反映されるとすると、世界輸出量の74%がGM大豆ということになる。東アジアでは大豆は大豆油原料だけでなく、豆腐、味噌・醤油等食用の大豆加工品原料となる。したがって、GM大豆の問題もこのことを抜きには考えられないことに留意する必要がある。

米国では、日本を含む東アジアの食用大豆需要が強く、09年初の国際大豆価格下落

時には、non-GM大豆生産とIP（Identity Preserved、分別流通生産管理）ハンドリング^{（注4）}に関心を示す農家が増加したとされる。

また、近年バイオ燃料の一種としてバイオディーゼル生産が興隆してきたが、大宗は菜種を原料とするEU産であり、大豆を原料とするのは、米国、アルゼンチンとブラジルであり、大豆原料が多く、今後も大きく増加する見込みがあるのはアルゼンチンに限られる。

（注1）阮蔚（2008）

（注2）阮蔚（2009）

（注3）GMO Compass

（注4）JETRO「通商弘報」09.1.20「需給緩和の中、非遺伝子組み換え品種に再び脚光も（米国）」

（2）大豆の主要国別輸入状況

大豆、大豆油、大豆粕の主要輸入国を大豆輸入量に換算してまとめると、前記の東アジア3ヶ国（日中韓）にインドとEUを加えた5ヶ国（地域）となる（第2表）。

このうちEUは大豆粕の輸入が多く、大豆も中国の半分であるが1,500万トン強をそれぞれ無関税で輸入している。大豆油は、5ヶ国（地域）そろって関税障壁を設けているが、EUも粗油6.4%、その他9.6%と平均的な関税率で域内搾油産業を保護している。EUの大豆を含む大豆製品の総輸入量は大豆粕が多いことから5,000万トン弱であり、世界輸入量の43%を占め、中国を上回っている。

インドが輸入しているのは大豆油のみで、粗油は無税で輸入促進を図っているが、食用油は7.5%の関税で精油産業を保護している。インドは70年代後半に食料自給を

第2表 大豆の主要国輸入状況(07年)

		単位	日本	韓国	中国	インド	EU	5ヶ国計	対世界 輸入量 シェア	対世界大 豆生産量 シェア	世界計	世界輸入 量の対生 産量割合
大豆	輸入量	千トン	4 161	1 185	30 817	0	15 218	51 381	65.7%	23.2%	78 157	35.3%
	輸入額	百万ドル	1 663	415	11 473	0	5 238					
	輸入単価	ドル/トン	400	350	372	0	344					
	関税	%	無税	3	3	30	無税					
大豆油	輸入量	千トン	42	305	2 833	1 139	961	5 280	50.4%		10 486	
	輸入額	百万ドル	44	224	2 146	683	741					
	輸入単価	ドル/トン	1 049	736	760	600	771					
	関税	%	13.2円/kg (10.7%)	5.4	9	粗油;無税 食油;7.5	粗油;6.4 その他;9.6					
	大豆換算輸入量	千トン	233	1 694	15 683	6 327	5 342	29 279	50.3%	13.2%	58 256	26.3%
大豆粕	輸入量	千トン	1 706	1 916	105	0	23 495	27 222	50.1%		54 315	
	輸入額	百万ドル	550	505	33	0	6 712					
	輸入単価	ドル/トン	323	264	316	0	285					
	関税	%	無税	1.8	5	15	無税					
	大豆換算輸入量	千トン	2 080	2 164	248	0	28 653	33 145	50.0%	15.0%	(66 238)	(29.9%)
大豆換算総輸入量		千トン	6 474	5 043	46 748	6 327	49 213	113 805	83.4%	51.5%	136 413	61.7%
大豆生産量		千トン	225	114	14 000	9 470	723	24 532		11.1%	221 177	100.0%

資料 UN comtrade, インド商工省HP「貿易統計DB」, www.worldtariff.com, USDA FASから作成, 算出

(注) 1 大豆油の大豆換算は, 含油率18%で試算。

2 日本の大豆油輸入関税の従価税換算は, 07年の輸入単価(為替レート=117.76円/ドル)で試算。

3 大豆粕の世界ベースの大豆換算輸入量は, 大豆油のそれと2重計上となるため(括弧)書とし, 総輸入量には加算していない。

達成したが, 食用油に関しては94年に輸入自由化(窓口, 数量)を実施するや否や, パーム油を中心とする恒常的な植物油輸入国となった。これは, 油糧種子の天水依存による豊凶変動をならし, 食生活の高度化によって増加してきた植物油需要を低コストで賄うために採られた政策と考えられている(注5)。インドの植物油自給率は60%に留まり, 基本的に全品目の自給を達成している中では, 唯一のネックとなっている(FAO, 03年)。

中国の大豆油輸入を大豆換算して大豆と合計すると4,700万トン弱で, 世界輸入量の41%を占める。大豆, 大豆油, 大豆粕には, それぞれ, 3%, 9%, 5%の関税率が適用されている。中国もインド同様に基本的に食料自給を達成しているが, 96年に大豆輸入を自由化し, 大豆油と大豆粕は海

(注6)
外依存する道を選択した。

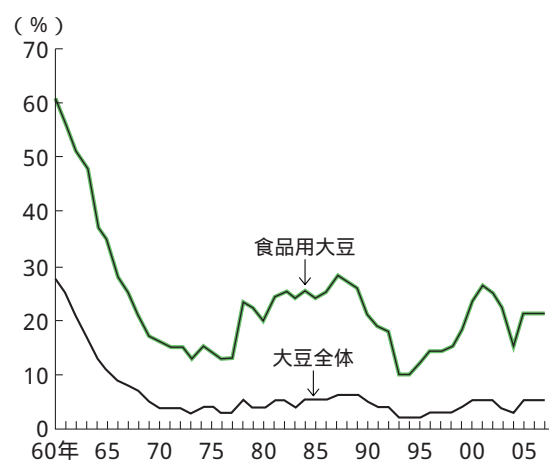
韓国大豆輸入量は相対的には小さいが, 大豆製品全体の輸入量は500万トンとなり, 世界輸入量の4%弱を占める。大豆, 大豆油, 大豆粕それぞれに, 3%, 5.4%, 1.8%の関税率が適用されている。韓国には, 日本と同様に輸入大豆を原料とする大きな搾油産業がある。韓国大豆油輸入の自由化は91年で, 関税率は13%であったが, 搾油業界の圧力で91年下期から94年まで関税割当制度(関税率枠1万トン, 枠外関税率25~20%)が適用された。大豆油の枠内関税率は91年から順次引き下げられて, 04年(注7)から現行の5.4%となっている。

日本の輸入量は400万トンで世界輸入量の5%強を占め, 大豆粕を含む輸入量は600万トン強で世界輸入量の5%弱を占める。大豆と大豆粕の輸入関税は無税であり,

大豆油には13.2円/kg（従価税換算10.7%相当）の関税をかけて国内搾油産業を保護している。

日本の大豆輸入自由化は1961年であるが、既に米国大豆輸出量の約1/3（100万トン、1億円）を輸入するなかで、米国の国際収支好転方針に沿ったものとされる。当時の輸入関税率は10%であったが、自由化にあたって4.8円/kg（従価税換算13%相当）に引き上げられた。その後、ケネディ・ラウンドでは2.4円/kgへの引下げが計画され、70年に繰上げ実施されて、72年4月からは現行の無税となった^{（注8）}。その後、輸入量の増大に対応して大豆自給率は順次低下していき、現在では6.5%（08年度概算）と極めて低い水準にまで至った（第1図）。大豆油の自給率は表面的には90%となっているものの原料大豆は全量輸入されており、大豆油の実質自給率は0%となる。大豆粕の自給率も表面上は54%だが、原料大豆の全量輸入を考慮すると、実質自

第1図 大豆の自給率推移



資料 農林水産省「食料需給表」
 （注）食品用大豆自給率＝（国内生産量－種子用－国産製油用）÷（粗食料＋味噌醤油用）

給率は大豆油同様0%となる。^{（注9）}

また、輸入自由化と同時に「大豆なたね交付金」という不足払い制度が発足した。

なお、大豆は貿易割合の高い（生産量対比35%、07年）作物とされているが、大豆油を含む大豆製品全体で見るとその割合は62%となり、その生産と確保をめぐる戦略性を帯びやすい性質をもっている。

（注5）藤田（2005）pp.106-107、宇佐美（2006）p.54

（注6）阮蔚（2009）、国務院発展研究センター崔曉黎「中国、大豆自給こだわらず」日本経済新聞 07.11.28付ヒアリング記事。

（注7）USDA（2002）

（注8）農林水産省（1977）『日本の大豆』

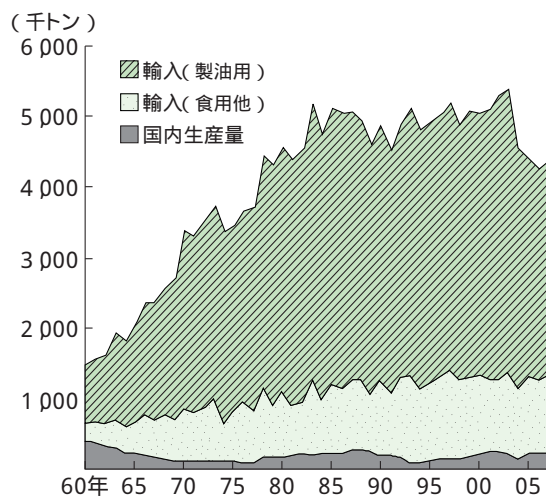
（注9）農林水産省（2009.3）「大豆・油糧等需給見通し（案）」から算出。

2 大豆の国内需給動向

わが国の大豆の国内需要において製油用は約300万トンで、この全量を輸入によって賄っている。製油用の輸入量は、戦後における食生活の洋風化による油脂消費量の増加に伴い1960年から80年にかけて急激に増加した（第2図）。製油用原料として大豆が選好されたのは、飼料用大豆粕需要が増大したことにもよる。その後は、食生活スタイルが相対的に低エネルギー消費となる先進国型化による油脂消費量の頭打ちや、菜種油選好等の影響によって製油用輸入量は横ばいから低下傾向となった。国産大豆は、高価格であること、搾油用に品質、数量が安定調達できないこと等から油脂用には用いられていない。

搾油によって得られる大豆油は、主に天

第2図 大豆の生産量・輸入量の推移



資料 農林水産省「食料需給表」

ぶら油，サラダ油等に用いられ，生産量は長期的には減少傾向にあり，植物油脂全体の供給量では菜種油の割合が上昇傾向にある（農林水産省『我が国の油脂事情』）。

食品用需要は約100万トンあるが，ここでも国産使用割合は21％にとどまっている。これも，価格の高さと不安定性や，食品加工用に品質，数量が安定調達できないことが要因とされている。食品用大豆において国産使用量が多いのは豆腐・油揚げの約13万トン（国産使用割合27％），次いで煮豆・惣菜約3万トン（同88％）であり，醤油以外の食品用大豆は，輸入品もほとんどがnon-GM大豆となっている（米国大豆協会HPほか）（第3表）。（財）日本特産農産物協会が行った調査によれば，食品加工業者（実需者）の要望として，豆腐：「作りやすい品種ではなく豆腐加工特性の高い品種を作ってほしい」，納豆：「地元産の納豆に使える大豆の生産が乏しく地産地消ができない」，煮豆・惣菜：「生産者

第3表 大豆の需要別内訳と国産使用割合
（03年）

（単位 千トン，％）

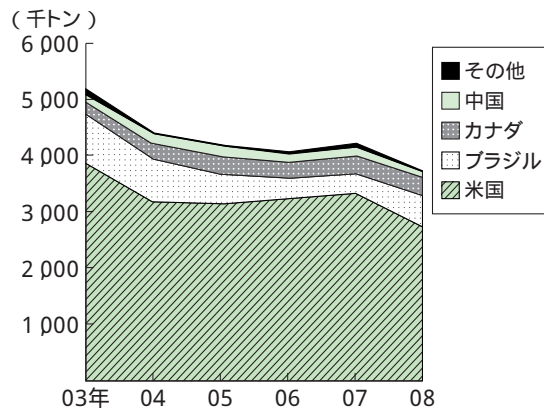
用途	大豆使用量	国産使用量	国産割合
製油用	4 011	0	0.0
食品用	1 034	224	21.7
豆腐・油揚げ	494	131	26.5
味噌・醤油	176	15	8.5
納豆	137	17	12.4
煮豆・惣菜	33	29	87.9
その他	194	32	16.5
飼料用	124	0	0.0
種子用	8	8	100.0
減耗量	134	-	-
計	5 311	232	4.4

資料 農林水産省「食料需給表」「食料・農業・農村白書，参考統計集（平成18年版）」，大豆ホームページ他

選別では使えないので問屋の手選別品を使っている」，味噌・醤油：「国産の生産量は年によって変動が大きいので豊作時に備蓄してほしい」等が挙げられている^{（注10）}。大豆加工品生産量の長期推移を見ると，食生活の多様化，高度化によって醤油，味噌は減少しているが，国民の健康志向等を受けて豆腐，納豆が増加傾向にあり，大豆の年間一人当たり食用需要量は60年の5.6kgから08年の6.7kgへと50年弱で20％増加している。これに人口増を加味した食用需要量全体では，同期間に65万トンから105万トン（07年）へと60％の増加となった。なお，1世帯当たりの品目別消費支出金額（全世帯）の近年の推移を見ると，食料全体支出の減少傾向と比して，いずれの品目も堅調に推移している（総務省「家計調査」）。

大豆の主要輸入先国は米国であり，08年で273万トン（構成比74％）とその大宗を占め，次いでブラジル57万トン（15％），カナダ33万トン（9％），中国8.6万トン

第3図 大豆の輸入先国別輸入量推移



資料 JETRO「アグロトレード・ハンドブック2008」他

(2%)と続く(第3図)。中国からは、non-GM大豆が輸入されている(前掲(注6)の日経新聞)。

なお、日本では現在、大豆を含めGM農産物の商業栽培は認められていない(農林水産省HP)。輸入が認められるのは、安全性審査を経た、大豆を含む農産物98品種等であり、JAS法により、大豆を含む7種類の農産物とその加工食品について表示ルールがある。大豆加工品に関しては組換えDNA等の残存いかんで区分され、豆腐、納豆、味噌等に「遺伝子組換え」等の表示義務があり、大豆油、醤油等にはない。

また、中国でもGM大豆の商業栽培はないが、non-GM大豆を原料としたnon-GM大豆油が生産・販売されている。

(注10) 08年9月～09年3月、実需56社への聞き取り調査。

3 国産大豆の生産動向

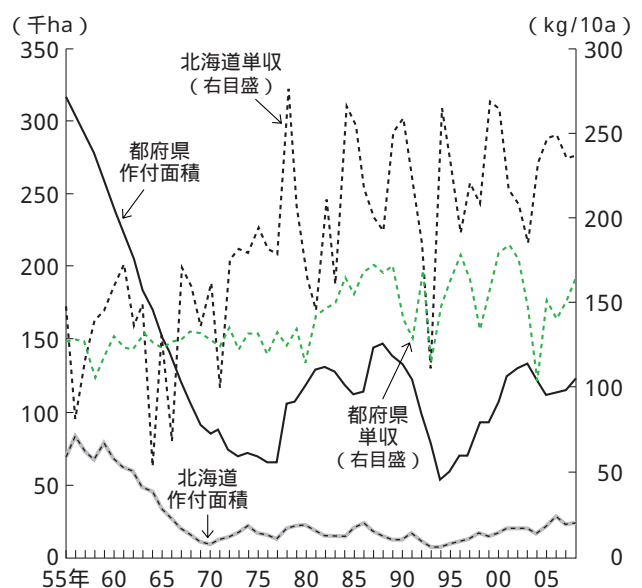
(1) 作付面積・収穫量

大豆の生産動向は、北海道と都府県とで

は大きく違う。作付面積の長期推移を見ると、戦後の食糧増産等で1954年に43万haとなったあと70年には10万haに減少しているが、北海道と都府県に分けると、都府県の減少が急激なものとなっている(第4図)。これは、都府県の方が兼業比率が高く、輸入自由化、関税率引下げによる輸入量の増大や、高度経済成長のなかでの他産業就業機会と農外就業報酬の増大に加え、大豆交付金制度に係る大豆基準価格(全国一律のみなし販売価格)が米価や畜産物、野菜、果実等の成長農産物価格より低く設定されたことによるものと考えられる。^(注11)

71年からはコメの生産調整(転作)が本格的に開始され、都府県の大豆作付面積はいったん88年の14万haまで回復し、その後急低下したあと、95年から生産調整面積が拡大したことから再度拡大し、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」(99

第4図 北海道・都府県別大豆作付面積・単収推移



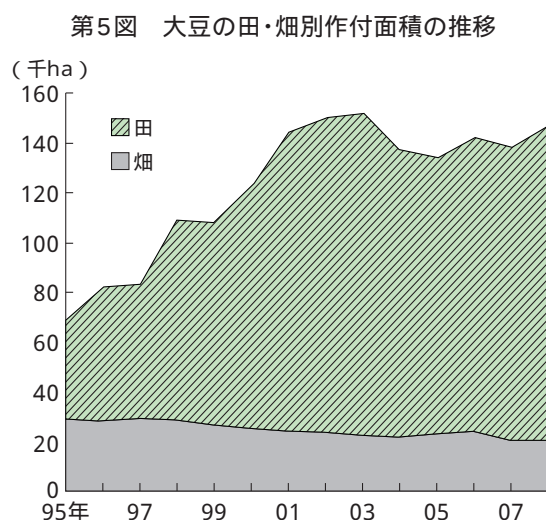
資料 農林水産省「大豆収穫量累年統計」他

年)を始めとする、ほぼ1年おきに策定された諸対策や、米政策改革(04年度から)において適地適作化を促進する産地作り交付金制度を受けた転作が定着して、近年では堅調に推移している(08年では12万ha)。

北海道では、70年の1万haをボトムにして微増減を繰り返した後、08年では2.4万haと、95年以降増加傾向にある。大豆は単収のぶれ(作況変動)が大きい、変動幅は北海道の方が大きくなっており、北海道、都府県ともに単収は緩やかな増加傾向にある。

作付面積推移を田畑別に見ると、転作大豆増によって田の増加が大きくなっている(第5図)。

大豆収穫量は作付面積の増加を受けて増加基調にあり、旧食料・農業・農村基本計画(00年)の生産努力目標23万トン、01、02年(27万トン)に超過達成された。しかしながら、03年産の不作や04年の台風被害等により05年の収穫量は23万トン弱に低下



した(04年は16万トン)。このため、現行基本計画(05年)の生産努力目標は27万トンに設定されており、08年の収穫量は26万トンとなった。

(注11) 沈(1989)

(2) 生産構造

05年の作付面積は13万4千ha(うち販売目的は7万7千ha)、販売目的作付農家数は15万2千戸で、販売目的作付農家の1戸当たりの作付面積は0.5haと、00年比で41%増大した(第4表)。もちろんここでも北海道と都府県の違いは歴然としている。

北海道の1戸当たりの作付面積(販売農家)は、2.15haと、都府県の0.42haの5倍の大きさがある。

豆類の生産は、主に農業所得で生計を立てている農家(主業農家)による産出額が76%と、稲作(38%)と異なる生産構造と

第4表 大豆の作付面積・販売農家数

(単位 千ha, 千戸, a)			
	2000年	05	05/00
作付面積	122.5	134.0	9.4
販売目的作付面積	56.6	76.6	35.3
販売目的作付農家数	158.3	152.3	3.8
1戸当たり面積	35.8	50.3	40.7

資料 農林水産省「作物統計」「農林業センサス」
(注) 「作付面積」には自給的農家を含む。

第5表 規模別大豆作付農家数(全国)

(単位 戸, %)			
	2000年	05	05/00
0.1ha未満	61,333	53,969	12.0
0.1~0.3	49,099	38,863	20.8
0.3~0.5	19,305	19,516	1.1
0.5~1.0	16,279	21,271	30.7
1.0~2.0	7,572	11,363	50.1
2.0~3.0	2,276	3,423	50.4
3.0~5.0	1,506	2,345	55.7
5.0以上	907	1,552	71.1
計	158,277	152,302	3.8

資料 農林水産省「農林業センサス」

なっている（05年，農林水産省推計）。

規模別の販売目的作付農家数推移を見ると，05年でも0.5ha未満の農家数割合が74%を占めているものの，00年との比較では0.3ha未満層が減少し，0.5ha以上層，ことに1ha以上層の増加割合が大きい（第5表）。道・県別に見ると，北海道では1ha以上の農家数割合が70.1%を占め，00年比で10.1%増（構成比割合は7.9ポイント上昇）と規模が大きく，規模拡大も進んでいるが，規模拡大のテンポは都府県の方が速く，00年比で1ha以上の農家数が79%増加（構成比は5.0%から9.3%へ上昇）した。

また，担い手への作業集積率（面積）は近年上昇傾向にあり，06年で62.1%となっている（農林水産省（2006.2）「大豆をめぐる事情」）。

（3）地域別生産量と品質

国産大豆の生産動向を，地域別，都道府県別の生産数量，品質の分布から見てみると，地域別，県別

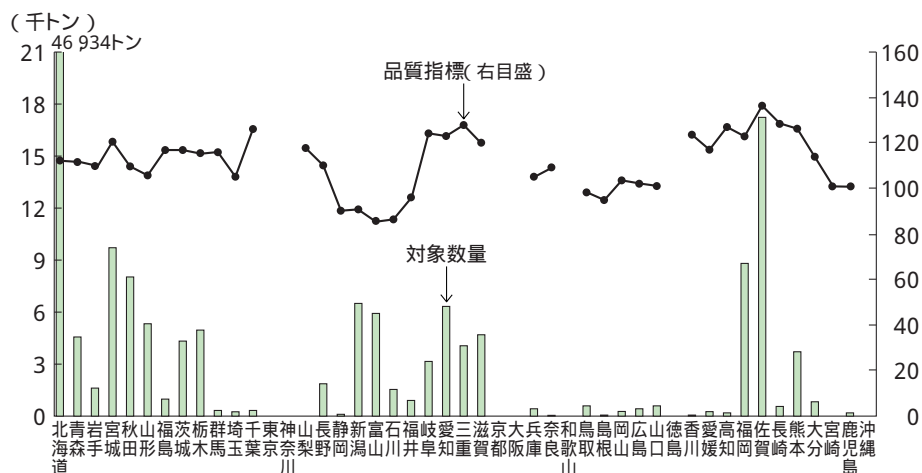
に大きなバラツキがあることが分かる。07年度から実施された水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営安定対策」という）における大豆の黄ゲタ（成績払い）対象数量と，黄ゲタ交付金の60kg当た

り県別加重平均単価の，黄ゲタ単価7区分の単純平均値に対する比率で見ると，対象数量は北海道，北九州（佐賀，福岡），東北（宮城，秋田，山形），北陸（新潟，富山），中部（愛知）で多く，品質（等級）では北陸（新潟，富山，石川，福井）で低いのが特徴的である（第6図）。

興味深いのは，生産量の地域別分布に過去50年以上にわたって大きな変化がないことである。1954年，76年，07年の地域別大豆作付面積構成比の推移を見ると，関東，北海道の構成比が低下し，北陸，九州で上昇しているが，構造変化と呼べるような変動は見られない（第6表）。これは，適地の地域別賦存割合にも規定されて，大豆に関しては50年以上前から適地適作が行われていたことを現しているとも言えよう。

同様に，地域別の単収の長期推移を見ると，北海道では同期間に5.2倍，都府県で1.5倍，九州2.2倍，東北1.5倍，東海1.4倍と向上しているのに対し，北陸では1.08倍と

第6図 大豆の黄ゲタ対象数量と品質分布（07年度）



資料 農水省「07年産水田・畑作経営所得安定対策の交付状況」から作成

（注）「品質指標」は，黄ゲタ単価7区分の単純平均値2,242円/60kgに対する各県加重平均値の比率。

第6表 大豆の地域別作付面積構成比の長期推移

(単位 % , 千ha)

	54年	76	07
都府県	77.8	80.0	83.6
北海道	22.2	20.0	16.4
東北	26.6	32.7	27.5
北陸	5.8	6.4	10.7
関東	17.7	12.7	10.8
東海	4.1	5.6	7.0
近畿	3.0	4.3	5.9
中国	5.6	6.2	5.6
四国	2.1	2.9	5.6
九州	12.8	9.0	16.1
全国	100.0	100.0	100.0
作付面積計	430	83	138

資料 農林水産省「作物統計」「日本の大豆」

(注) 07年の「関東」は「関東・東山」。

ほとんど向上していない。北陸では、湿害や地力による連作障害等によって長期にわたって大豆作が本格化しなかったものと考えられる。

4 価格と生産費の動向

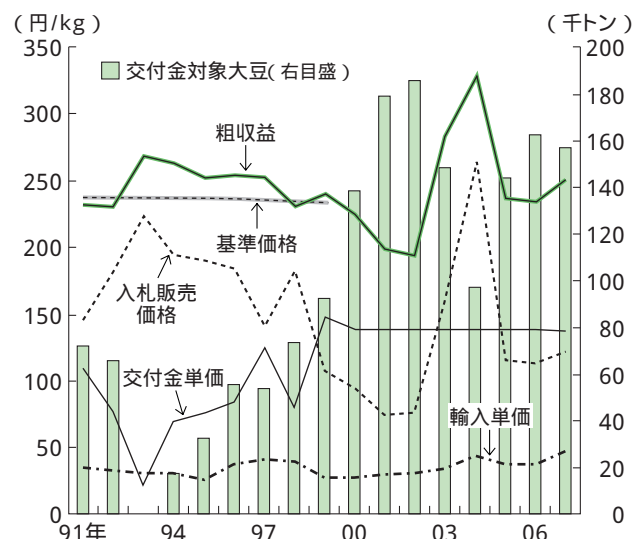
(1) 価格

大豆交付金対象大豆(06年で収穫量の約7割,農協等登録集荷業者に交付金対象大豆として売渡し委託したもの)の価格は,(財)日本特産農産物協会での入札販売価格が指標となるが,93年以降収穫量の増加と輸入品との競合によって長期的に低下傾向にあり,02年では76.4円/kgと輸入単価30.4円/kg(CIF価格,財務省貿易統計)の2.5倍まで近接してきた。しかしながら,前記の不作等により,03年158.9円,04年263.9円,05年115.5円,06年113.9円(輸入単価36.9円の3.1倍)と乱高下しながら高騰し,07年産の入札販売価格は,国際市況の高騰に加えて北海道の作付減少等を受け,11月の初入札で

は普通大豆平均で152.1円と高騰し,07年産を通しては122.7円となった。実需者からは生産・価格の安定化が要請されている。

農家の販売価格(粗収益,大豆交付金込み)は,概ね前記の入札販売価格に連動する形で推移し,06年では238.0円/kgとなった。経営安定対策が導入された07年には大豆交付金制度は廃止となり,農家販売価格(粗収益,黄ゲタ(成績払)込み)は158.3円(注12)となったが,緑ゲタ(固定払)の試算値(注13)92.3円を加えた大豆に対応する部分の補助金込み粗収益は250.6円となり,補助金政策による補助水準の連続性が保たれたものと言える(第7図)。ちなみに,緑ゲタと黄ゲタの割合は,およそ7対3とされている(経営安定対策については後記5(1)参照)。

第7図 大豆価格等の推移



資料 農林水産省『工芸農作物等の生産費』『大豆に関する資料』,財務省「貿易統計」他から作成

(注)1 07年の粗収益には注2のゲタを加算,輸入単価は大豆全体のもの。
2 交付金単価の07年は,経営所得安定対策の黄ゲタ+緑ゲタ(試算値)。対象大豆は,黄ゲタ対象数量。基準価格は99年産までの制度。

(注12) 黄ゲタの数値は、農林水産省『工芸農産物等の生産費』調査が捕捉したもの。以下同じ。

(注13) 緑ゲタ試算値は筆者の試算値 = 全国平均単価99.7円/kg × (07年産平均単収188kg / 全国平均単収203kg) = 92.3円

(2) 生産費

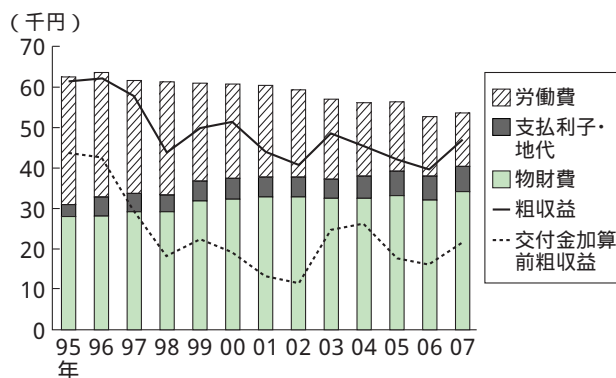
10 a 当たり生産費(支払利子・地代算入生産費)の長期的な推移を見ると、大豆の生産費は、機械化や作業委託等による投下労働時間の減少に連動して、長期的な低下傾向にある。しかしながら、物財費は「賃借料及び料金」の増加を主因に増加傾向にある。高齢化、団地化等に伴って担い手やコントラクターに作業委託すること等によって農機具費は減少傾向にあるが、転作委託等によって稲作に比して委託作業範囲(コスト)が広いことが要因と考えられる。

一方で粗収益(大豆交付金、緑・黄ゲタ込み)は前記のとおり低下傾向にあり、生産費の低下スピードを上回っているため、95～96年にはほぼ見合っていた生産費と粗収益は、97年以降粗収益が生産費を割り込んで、年々赤字幅が拡大する傾向にある。06年の10 a 当たりの赤字幅は12,754円で、大豆作所得は728円まで減少した。経営安定対策が導入された07年には、価格上昇による粗収益の増加によって赤字幅は6,115円となり、大豆作所得は5,695円となったが、いずれにしる稲作と比した収益性は著しく低い(第8図)。

道・県別に、作付規模別粗収益と生産費の関係を見ると、北海道における規模の経済の働き方は緩やかで、黄ゲタ、緑ゲタ試算値加算後の粗収益は、2 ha以上で初めて

生産費を上回って収支尻(利ざや=経常利益、上部の折れ線グラフと棒グラフの間隔)が黒字に転じる(第9図)。北海道の全規模平均の、黄ゲタ加算前の粗収益は10 a 当たり35,166円、これに対する支払利子・地代算入生産費は61,078円で、コスト割れが

第8図 大豆の粗収益と生産費の動向(10a当たり)



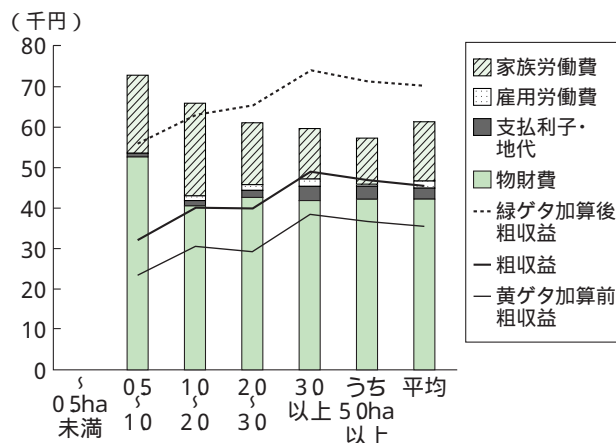
資料 農林水産省『工芸農作物等の生産費』他から作成

(注)1 粗収益には「大豆交付金」「担い手支援・良質大豆生産誘導対策の助成金」を含む(～06年)。07年以降は、水田・畑作経営所得安定対策の毎年の生産量・品質に基づく交付金(黄ゲタ)を含み、交付金として算入(農水省統計上算入済み)。算入前値の試算には、黄ゲタ全国加重平均値(2,580円/60kg)を使用。

また、緑ゲタ試算値=(99.7円×188kg/203kg)×188kg=17,359円を別途加算。

2 「支払利子・地代」は、「副産物収益」差引後のもの。

第9図 大豆の10a当たり作付規模別粗収益と生産費(北海道・07年産)



資料 農林水産省「工芸農産物等の生産費」他から作成

(注)1 生産費には、自己資本利子・自作地地代を含まない。

2 粗収益には、「水田・畑作経営所得安定対策の毎年の生産量・品質に基づく交付金(黄ゲタ)を含む。参入前値の試算には、黄ゲタ北海道加重平均値(2,513円/10a)と規模別単収を使用。

3 緑ゲタは、全国平均単価99.7円/kg(203kg/10a)を実単収で補正後、その値と実単収の積で試算。

25,912円となる。これを黄ゲタ10,249円、緑ゲタ試算値24,327円で補うと8,844円の黒字となる。緑ゲタ試算値加算前の所得は869円、緑ゲタ試算値加算後では23,458円となる（利ざや8,844円に家族労働費14,613円を加えた数値と同じ）。

都府県における規模の経済の働き方も同様に緩やかだが、両ゲタ加算後の収支尻は、5 ha以上でも黒字化しない（第10図）。収支尻どころか、所得においても赤字で、家族労働費が一切回収（稼得）できない状態となっている。都府県の全規模平均の、黄ゲタ加算前の粗収益は10 a 当たり14,651円、これに対する支払利子・地代算入生産費は49,436円で、コスト割れが 34,785円となる。これを黄ゲタ6,781円、緑ゲタ試算値11,952円で補うと、コスト割れは16,052円まで縮小する。緑ゲタ試算値加算前の所得は 17,389円、緑ゲタ試算値加算

後でも 5,437円となる（利ざや 16,052円に家族労働費10,615円を加えた数値と同じ）。都府県平均値が補助金加算後でも赤字となることの主要因は、単収の低さにあるものと考えられる。

転作大豆の場合は、これに旧生産調整助成金に代わる産地作り交付金がおおよそ3.5万円前後の水準^(注14)で付加されるため、都府県でも稲作所得に近い所得が得られるが、本作大豆の場合の所得は大きく劣後するものと考えられる。

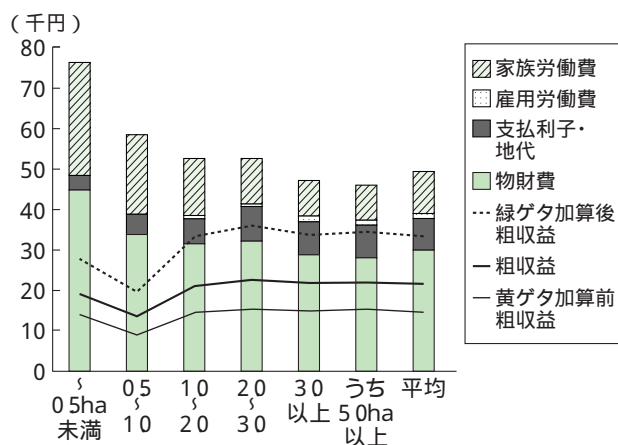
（注14）07年度の大豆に対する産地作り交付金38,634百万円を、田作大豆の推定生産量191千トンで除すると交付金単価は202.8円/kgとなり、これに田作大豆の平均単収（162kg/10a）を乗じると、10a当たりの交付金は32,852円となる。

5 政策的支援の動向

（1）品目横断的経営安定対策への移行

大豆作に対する経営上の政策的支援は、主に、前記のとおり1961年の大豆輸入自由化とともに実施された不足払い制度（「大豆なたね交付金制度」）に基づく大豆交付金によって行われてきた。これは、入札価格（販売価格）から流通経費を差し引いたものを標準販売価格とし、再生産確保に必要な価格を基準価格（全国一律）として、その差額を交付金として不足払いするものであった。99年10月には「新たな大豆政策大綱」によって、生産者への品質向上インセンティブを高めるために、市場での評価で定まる販売価格が高い方がより多くの手取り価格が得られるように改められた。また同時

第10図 大豆の10a当たり作付規模別粗収益と生産費（都府県・07年産）



資料 農林水産省「工芸農産物等の生産費」他から作成

（注）1 生産費には、自己資本利子・自作地地代を含まない。

2 粗収益には、「水田・畑作経営安定対策の毎年の生産量・品質に基づく交付金（黄ゲタ）を含む。参入前値の試算には、黄ゲタ都府県加重平均値（2,608円/10a）と規模別単収を使用。

3 緑ゲタは、全国平均単価99.7円/kg（203kg/10a）を実単収で補正後、その値と実単収の積で試算。

に、価格下落の影響緩和のための、いわゆるナラシ対策である「大豆経営安定対策制度」(以下「豆経」という)が設けられた。

また、転作大豆については、米政策改革にともなって、04年から旧来の生産調整助成金(転作奨励金=基本助成額は4万円/10a)が、より一層の適地適作を推進すべく産地作り交付金に改められた。

そして、主に稲作経営の構造改革促進と、国内の生産促進的補助策を抑制的に扱うWTOへの対応を主因に、07年からは経営安定対策という品目横断的な農家経営全体に対する直接支払制度に移行した。具体的には、4麦、大豆、甜菜、澱粉原料用馬鈴薯について、それまで品目別に対応していた生産補助金が、4品目を生産する農家経営全体に対する直接支払という手法に変更され、その内容は諸外国との生産条件不利補正対策(麦・大豆等直接支払、07年までの旧名称「ゲタ」、大豆では大豆交付金に相当)と、収入減少影響緩和対策(収入減少補填、同「ナラシ」、コメも対象、大豆では豆経に相当)で構成することとされた。このうちゲタは、「過去の生産実績に基づく支払(固定払)=緑ゲタ^(注15)」と、「毎年の生産量・品質に基づく支払(成績払)=黄ゲタ」とに区分された。支援対象者は、認定農業者が集落営農組織であり、原則的な規模要件は個別経営で4ha(北海道は10ha)、集落営農で20ha以上とされたが、その規模は他産業所得の半分を満たすものとして試算・設定された^(注16)。

緑ゲタは、面積当たりの単価と過去の生

産実績を掛け合わせて交付金額を求めるが、単価は地域の生産力を反映すべく共済単収(農業共済制度における基準単収)を用いて市町村別に設定し、過去の生産実績は、基準期間(04~06年)の生産量を当該農家の実単収で除して面積換算する。黄ゲタは、大豆交付金に比してより一層品質格差を設けた品質区分別の全国一律の60kg当たり単価(3,168円~1,872円)に、当年の各農家の生産量を乗じて交付金額を求める。なお、緑ゲタ、黄ゲタと呼ぶのは、WTOの国内支持政策に対する区分けにおいて、生産促進性がないものを削減の必要の無い「緑の政策(green box)」とし、生産促進性のあるものを削減が必要な「黄の政策(yellow box)」と称することに由来している。

なお、経営安定対策の07年産大豆にかかる申請経営体数は2.2万にとどまるが、作付予定面積は11万haに及んでいる。

(注15) 緑ゲタは、「当該市町村の面積当たりの単価(2万円前後/10a)」を「全国一律の数量当たり単価(99.7円/kg=全国平均面積単価20,230円/10a÷全国平均単収203kg/10a)×当該市町村の共済単収Xkg/10a」で求めた後、「各農家の生産実績面積(期間平均生産面積=07~09年については04~06年のものを使用)」について、当該期間の各農家の生産量を当該市町村の実単収Ykg/10aで割り戻して換算した面積とし、これに乗じて交付金額を求める。

(注16) 生源寺(2008), 118~119頁

(2) その他の生産支援策

この間には、これらの直接的で基幹的な経営支援策のほかに、種々の生産支援策が実施されてきた。1967年~71年にかけては地域特産農業推進事業、72年~78年には特産物生産団地育成事業が実施され、74年に

は全国1,000市町村を生産振興地域に指定し、75年からは生産振興奨励補助金の交付が行われた。しかしながら、74年産における当該交付金の交付対象は、北海道では75%と高かったが、都府県では6～7%と低く、全国では25%にとどまった。既にその頃から「大豆は一般に「捨て作り」が多く収量はあがらず、ひいては農家の増産意欲にも結びつかない^(注17)」との評価がなされていたことに留意する必要がある。

その後も、2000年～06年の間には、「農業経営基盤強化対策」等（交付金単価150円～180円/60kg）、「高品質畑作大豆生産の推進」^(注18)（同、500円～1,000円）、「担い手支援・良質大豆生産誘導対策」等（同、40円～330円）といった補助金の上乗せが行われてきた。これらの奨励金は、06年の全国ベースでは10a当たり2,278円、北海道で8,720円、都府県では843円という金額となっていた。

なお、07年には再度生産調整の維持・拡大が大きな課題となり、経営安定対策対象者には、過去実績のない07、08年産作付拡大大豆に対して「担い手経営革新促進事業」として緑ゲタ相当額の20千円/10aが交付され、生産調整強化のために生産調整実施者に対して08年産転作拡大大豆について「地域水田農業活性化緊急対策（緊急一時金）」として年間1万円/10a×5年分が交付された。さらに、本09年産作付拡大大豆に関しては、水田の利活用を向上させて自給率を上昇させる水田フル活用策（主題は米粉、飼料用米）としての「水田等有効活用促進対策」に基づく交付金が、生産調整

実施者を対象とした面積払（35千円/10a）と、経営安定対策対象者への緑ゲタ相当額助成（20千円/10a、実需者との播種前の出荷契約締結、捨て作りをしない等の条件あり）として措置される等の上乗せが行われた。

また、旧生産調整助成金に代わる産地作り交付金は、04～06年度、07～09年度を実施期間として産地作り対策の目玉として定着してきたが、09年度からは産地確立交付金（産地確立対策、09～11年度）に衣替えされ、調整水田等の不作付地への助成は原則として認めないこととされた^(注19)。

（注17）（注8）に同じ。

（注18）農水省『工芸農作物等の生産費』

（注19）大豆・油糧等需給協議会配布資料（09.3.1）、小針（2009）ほか。

（3）民主党農政による支援策

09年8月の衆院選で政権党となった民主党の農政（案）では、大豆も米の戸別所得補償制度と同様、生産数量目標に即した生産を行った販売農家（集落営農を含む）に対する「標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を基本とした補てんをする交付金」が基本となるが、当面は現行の経営安定対策を踏襲し、2010年度からの水田作に対するモデル事業を行ったうえで作付状況等をみながら本格的な実施に移る準備をしていくこととされている。転作奨励としては、モデル事業の第2の柱としての「水田利活用自給力向上事業」として、生産数量目標に即した生産のいかににかかわらず、35千円/10aが交付される（産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金等は廃止^(注20)）。

(注20) 農水省 食料・農業・農村政策審議会第13回企画部会(2009.10.21)での郡司副大臣の説明ほか。

(4) 技術的支援等

現行の05年基本計画では、2015年度の大豆の生産努力目標を27万トン、自給率6%(うち食用24%)とし、農業者等の課題として「気象条件・土壌条件に応じた耕起・は種の確立等による湿害の軽減、契約栽培取引の改善等により、実需者の求める品種・品質の大豆を安定的に生産・供給する。担い手の生産規模の拡大、機械化特性の高い品種の育成・普及により、生産コストを3割程度低減する」としている。

このうち、前段に関しては、(独)農業・食品産業技術総合研究機構が、湿害程度に応じた、不耕起播種・狭畦省力栽培、浅耕播種、耕うん同時畝立て播種技術等による単収向上策である「大豆300A」(単収300kg、Aクラス品質)技術を開発し、普及が行われている。

また、後段のコスト削減に関しては、07年度から産地の農協が中心となって組織した産地協議会が産地強化計画を策定して、輪作体系導入、団地化、土地利用集積等の生産性向上に向けた産地改革の取組みが行われている。政府は「21世紀新農政2006」のなかで、食料供給コストを5年で2割削減する目標を掲げ、09年9月に「食料供給コスト削減アクションプラン」を策定して、取組みを推進している。農林水産省による政策評価(09年7月公表)では、03年度の60kg当たりの基準値23.3千円、2015年度の

目標値17.2千円(26.2%縮減)を前提にした07年度の目標値21.3千円に対して、全額算入生産費の実績値は19.5千円(基準値比3.8%縮減)であり、目標は達成されているとされる。しかしながら、前記4(2)のとおり粗収益の低下スピードは生産費のそれを上回っており、農家所得はことに都府県で大きく減少してきている。

6 課題と展望

(1) 搾油用大豆生産の国際分業と安定調達

東アジアの日中韓3ヶ国が米州大陸から大量の大豆を輸入する構造は、日韓に関しては戦後の米国の輸出戦略によって形成され、中国に関してはこれに穀物メジャーの大豆サプライチェーン支配戦略が加わって形成されたものと考えられる。穀物メジャーの戦略は、経済成長によって植物油需要が増大する一方で、大豆油輸入関税の高い中国に対しては中国の搾油企業に出資した上で、米国、ブラジル、アルゼンチンから農家に資金供与して生産した大豆粒を輸出するものである。アルゼンチンに関しては、アルゼンチン国内に搾油工場を建設し、大豆油の形態でも対中輸出が行われる。

戦後の段階から既に大きな搾油産業を有し、大豆油輸入関税も高い日韓に対しては、もっぱら大豆粒での輸出が行われる。南アジアのインドに対しては、大豆輸入関税が30%と高いことから、大豆油での輸出が行われる。アジアの2大新興・人口大国が、

そろって大豆と植物油の対外依存政策を採っているのは、大豆の国際需給を考えるにあたっては重要である。

日本の総合商社は、そろって海外の食料事業を強化しているが、大豆に関しては商品戦略としての重点を、搾油需要、食品用non-GM大豆、または両睨みとする、また事業戦略としては、生産にまで踏み込む、集荷、輸出施設までにとどめる等と、それぞれ戦略が異なっている^(注21)。いずれにしる、大豆の安定調達には、海外投資は避けて通れない。少なくとも搾油用大豆に関しては、大規模生産が適することによる価格差や、大豆生産が湿潤を嫌うこと等において、一定の国際分業が成立していると考えが必要があろう。問題は、いかにして調達先を分散させ、安定させるかにかかっている。そこには、明確な戦略性が必要であり、政治・外交力の裏打ちも求められよう。

(注21) 09.9.10付、日本農業新聞記事ほか。

(2) 国内食品用大豆の自給率向上

国内食品用大豆需要に関しては、できる限り自給率を向上させていく必要がある。既に、搾油用GM大豆のほかに、non-GM大豆や有機栽培大豆の輸入が行われているが、米国、ブラジル、アルゼンチンでも、直接人間が口にするパンの原料となる小麦については、GM種子割合は0%である。直接人の口に入る食品の原料にはGM種子が用いられていない。したがって、豆腐、味噌、納豆等の大豆製品を副食物として直接口にする日本および東アジアにとって、

non-GM大豆を安定調達することは重要である。日本の消費者がnon-GM大豆を選好するのを時代遅れのわがままのように報道する向きがあるが、それは問題の本質を隠蔽するものである。

したがって、食品用non-GM大豆の自給率向上は、食料の量的確保のみならず、安全・安心の確保のためにも重要である。しかし、その際に留意すべき大豆の作物的特性がある。それは、比較的省力的な作物であるが、生産性は低く、10a当たり粗収益も低い、輸入大豆のウェイトが大きく価格上昇が難しい、他の競合作物に打ち勝って基幹的作物となるだけの粗収益はあげ難いことである。しかしながら、同時に作物的利点として、根粒菌による空気中の窒素取り込み機能を有する作物である、

低位生産地帯でもある程度の生産が可能である、比較的容易な耕種方法改善でかなりの増収が可能^(注22)なことである。こうした条件と、前記の価格支持、経営安定対策や、旧生産調整助成金、産地作り交付金等の生産、転作補助金が相まって現在の生産体制ができあがっている。そこには、北海道の輪作や福岡、佐賀県に代表的に見られるブロックローテーション組入済み等の生産体制もある。

したがって、国内食品用大豆生産に関しては、一定の自給率の維持・拡大、non-GM大豆の安定的確保、構築済みの各地域の生産体制の維持のため、引き続き政策的な補助のもとにその生産量を維持・拡大していく必要がある。もちろん、一

定の規模拡大とコスト低減や、実需者に選好される品質の向上を図っていく努力も同時に求められる。その際、本作大豆に対しても、転作大豆奨励金水準の補助を検討する必要があるのではなかろうか。

民主党農政では、10年後の食料自給率目標を50%と考えており、食品用大豆について実施するとなると50万トンを目指すこととなる。2010年度には転作大豆奨励金が一律35千円/10aに変更されるが、大豆主産地の産地づくり交付金は5万円前後のところも^(注23)多く、大豆作付が減少する恐れもあり、作付拡大の直接的なインセンティブも働かなくなる。また、転作率38%の中ではブロックローテーションにも限界感があることにも^(注24)留意が必要である。

なお、生産量の拡大は価格低下要因であり、今以上の農家補助を必要とすることに留意する必要がある。自給率向上にはコストがかかることを十分に認識し、国民的な理解を得る努力をする必要がある。

(注22)(注8)に同じ。

(注23)農水省(2008.7)「産地づくり対策について」

(注24)全中、富士重夫「新たな「基本計画」策定へJAグループの考え方」日刊アグリリサーチ 09.5.19付ヒアリング記事。

(3) 大豆油・大豆粕を含む自給率の維持

また、大豆の自給は、その製品である大豆油、大豆粕とあわせて考える必要がある。

国内の搾油産業が大豆油関税によって保護され、搾油と同時に副製品として大豆粕を生産し、その大豆粕が配合飼料原料となって飼料自給に貢献する現在の体制は維持

していく必要がある。食品産業と農業の利害は必ずしも一致しないこともあるが、双方が相まって一国の食料供給体制を形成しており、それぞれについて保護・育成を図っていくことが重要である。これは、国内搾油による安全・安心の確保や、国際分業における付加価値の取り込みの観点からも必要なことであろう。

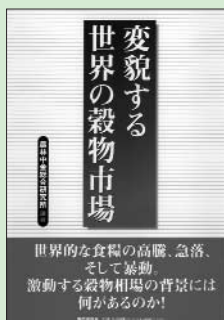
<参考文献>

- ・阮蔚(2008)「高まりつつある中国の米州大陸への食料依存」『農林金融』3月号
- ・阮蔚(2009)「第7章 中国 - 高い自給率の維持を目指す食糧生産 -」『変貌する世界の穀物市場』家の光協会
- ・藤田幸一(2005)「インドの農業・貿易政策の概要」『アジア・大洋州地域食料農業情報調査分析検討事業報告書』農林水産省ホームページ、海外農業情報サイト、p.89-109
(http://www.maff.go.jp/kaigai/shokuryo/17/asia_06.pdf, 2009.6アクセス)
- ・宇佐美好文(2006)「インドの農業・食料戦略」『農業と経済』4月臨時増刊、p.49-55
- ・農林水産省(1977)『日本の大豆』地球社
- ・沈金虎(1989)「畑作大豆生産衰退のメカニズム」『農林業問題研究』6月号、p.60-67
- ・生源寺真一(2008)『農業再建 真価問われる日本の農政』岩波書店
- ・小針美和(2009)「現場に見る米政策改革の動向」『農林金融』8月号
- ・梅本雅(2007)「品目横断的経営安定対策下における大豆作経営の対応方向」『豆類時報』No.48、9月
- ・中山則和(2008)「大豆の安定・多収を目指して」『月刊 食料と安全』第6巻、8月
- ・清水徹朗(2000)「大豆の需給動向と国産大豆振興の課題」『農林金融』10月号
- ・藤野信之(2009)「第5章 インド - 余剰から不足に向かう食糧需給 -」「第8章 アルゼンチン - 大豆に集中する農業生産 -」『変貌する世界の穀物市場』家の光協会
- ・Tetsuo Hamamoto, John Dyck, and Jim Stout(2002), "Oilseed Policies in Japan (OCS-1102-01)", ERS, USDA, (December).

(内容は、2009年11月13日現在)

(ふじの のぶゆき)

発刊のお知らせ



変貌する世界の穀物市場

農林中金総合研究所 編著

B 6判249頁 定価1,995円(税込) 家の光協会

2006年から2008年にかけて世界の穀物市場は、激動ともいえる激しい動きを示した。06年から始まった穀物価格の高騰は08年に加速化し、多くの穀物生産国においては輸出規制の動きが生じ、また、多くの貧困国においては食糧を求める暴動が多発するまでに至った。

本書は、そうした中で当総研の研究員が、世界の主要な穀物生産国を訪問し、それぞれの国・地域における穀物生産・需給の動向を調査した結果を取りまとめたものである。対象とした国・地域は、アメリカ、EU、ロシア・CIS、ブラジル、アルゼンチン、オーストラリア、中国、インド、タイ・ベトナムであり、世界の主要な穀物生産地域をほぼ網羅しているものといえよう。

大きく変貌しつつある世界の穀物市場を理解し、今後のわが国の食糧安全保障、農業政策等を考えるうえで、これら諸国、地域の動向を俯瞰することの意義も大きいものと思われる。関心を持たれた方々には、是非ご一読いただきたい。

目 次

第 部 世界の生産現場から

- 第1章 アメリカ バイオ燃料による政策の転換
- 第2章 EU 進展するCAP改革とバイオ燃料増産
- 第3章 ロシア・CIS 穀物輸出増大の可能性
- 第4章 ブラジル 世界最大の農産物輸出国に向かう
- 第5章 アルゼンチン 大豆に集中する農業生産
- 第6章 オーストラリア 不安定化する小麦輸出
- 第7章 中国 高い自給率の維持を目指す食糧生産
- 第8章 インド 余剰から不足に向かう食糧需給
- 第9章 タイ・ベトナム 変容するコメの国際市場

第 部 変貌する世界の穀物市場

- 第1章 穀物市場高騰の背景
- 第2章 強まる農業政策とバイオエネルギー政策のリンク
- 第3章 強化化する多国籍アグリビジネス
- 第4章 農業資源の限界性と「土地収奪」

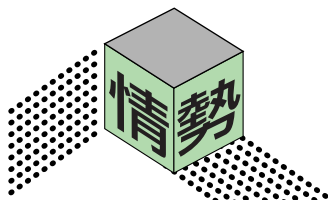
購入申込先……………(社)家の光協会

TEL 03-3266-9029

お問い合わせ……………(株)農林中金総合研究所

TEL 03-3233-7721

基礎研究部 FAX 03-3233-7793



農協の多面的な取組みと地域における役割

主任研究員 内田多喜生

はじめに

日本における総合農協は、農産物の販売にかかわる事業だけでなく、組合員・地域住民の生活向上や地域社会の維持・活性化、地域の環境保全等にかかわる様々な事業や活動を行っている。農協組織のあり方を考える上では、そうした様々な事業や活動で果たしている農協の役割等も考慮する必要がある。そこで本稿ではそうした農協の多面的な取組みの一部について統計データ等を使って整理することとしたい。

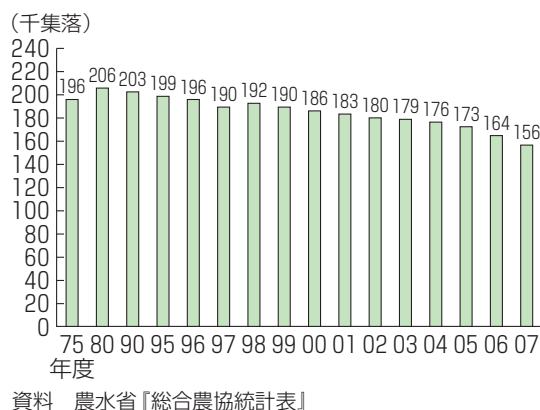
1 地域コミュニティを 基盤とする農協

農村部での農家の基礎的なまとまりは集落組織であるが、集落組織は農協組織を支える基礎的な組織でもある。そのため集落組織の維持・活性化やその機能の補完のために農協は様々な活動を行っている。

ここで農協の協力組織となっている集落組織は第1図にみられるように全国に約16万組織もあるが、近年、集落組織数は農村部での過疎化や高齢化により減少傾向にある。
(注1)

集落組織は農協にとって、事業や活動の基礎的な単位であると同時に、組合員が農協への意思反映を行う上での重要なルートである。^(注2)そのため集落組織の維持活性化の取組みは農協にとって重要な課題になっており、JA全中の『平成21年度全JA調査』によれば、集落組織の見直し（例：統合新設など再編成、新規加入拡大など活性化策の策定）を「過去（概ね10年以内）に実施した」、「今後の実施を予定・検討している」農協は回答農協の約4割（40.4%）に上る。また、集落営農の育成に向けた取組みも、同調査によれば「集落営農組織への作業受託等、農地の利用集積をすすめている」農協が50.9%と過半を超えている。さらに、農村地域の様々な共同活動等を支援するため07年度から導入された「農地・水・環境

第1図 組合員組織として農協の協力組織となっている集落組織数の推移



保全向上対策^(注3)」の活動組織に参画している農協も42%と、4割を超えている。

こうした集落組織の維持・活性化のための農協の取組みは地域農業や地域社会の維持にとっても重要な意味を持つことになる。

第1表にみられるように多くの農業集落で農業生産基盤の維持や地域の環境保全・文化活動に取り組んでいるが、それらの活動を担う農業集落内の組織（農業センサスでは実行組合と総称している）は農協の集落組織と多くの場合共通している^(注4)。例えば、2005年農林業センサスによれば農業集落の約8割に実行組合があり、そのうちの約9割が農協活動を行っている。

今後、農家の世代交代等に伴い農業の共同作業等における集落機能の低下が予想されるなか、集落組織の統合等による組織の維持、さらには低下した集落機能の補完と

第1表 農業集落が管理している農業共同施設と行っている活動

(単位 千集落, %)		
	回答集落数	農協・管理組合・集落活動の割合
調査対象農業集落数	111	100.0
集落として管理している農業関連施設	農道の管理	55 49.2
	農業用排水路	64 57.4
	ため池	10 9.2
集落として行っている活動	祭りの開催	86 77.9
	伝統文化・芸能の保存	32 29.0
	各種イベントの開催	55 49.2
	高齢者等への福祉活動	39 34.9
	景観保全・景観形成活動	64 58.1
	自然動植物の保護	7 6.7

資料 農水省『2005年農林業センサス』

いった点で、農協の役割はさらに大きくなるとみられる。

(注1) 農水省の総合農協統計表における農協の協力(下部)組織となっている集落組織は「農家が生産面生活面で共同しあっている集落単位の農家集団で、集落(農事)実行組合・農家組合・農業改良組合等の名称でよばれているものをいう」とされている。

(注2) 農協と集落組織の関係については斉藤由理子「集落組織の展開方向・組織再構築・活性化・新組織の創設」『農林金融』2009年4月号に詳しい。

(注3) 「農地・水・環境保全向上対策」とは農水省が2007年度から実施している『農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める取組と、環境保全に向けた先進的な営農活動を、総合的に支援する』仕組み。

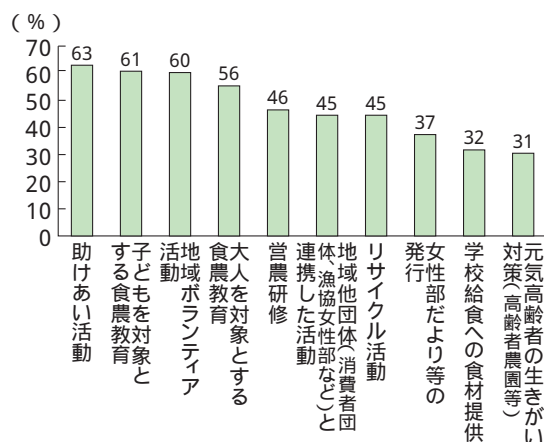
(注4) 農水省の農業センサスにおける実行組合は『農業生産活動における最も基礎的な農家集団である。生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含まない。』とされている。

2 女性組織の活動と農協(ボランティア活動および女性の意思反映)

一定の地域を組織基盤とする農協は、管内の組合員・地域住民のための様々な地域活動に取り組むとともに、その拠点としての役割を果たしている。そして、それらの地域活動の取組みの多くで中心となっているのが農家女性を中心とする農協女性組織(農協女性部)である。JA全中『平成21年度全JA調査』によれば女性組織のある農協は回答684組合のうち660組合、96.5%に達し構成員も73万人に上る。

これら女性組織の活動は、第2図にみられるように多岐にわたる。最も取組みが多

第2図 農協の女性組織が取り組んでいる活動割合(複数回答, 上位10項目抜粋)



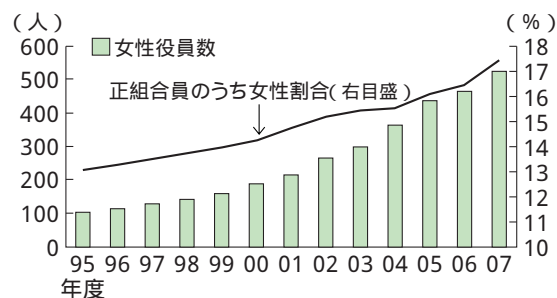
資料 JA全中『平成21年度全JA調査』
(注) 女性組織が「ある」と回答した660農協の回答割合。

いのは、高齢者支援のためのボランティア活動である「助けあい活動」で63%、以下、^(注5)「子どもを対象とする食農教育」61%、「地域ボランティア活動」60%が続く。このほかにも、リサイクル運動や学校給食への食材供給など、様々な取り組みがあり、多くの農協は女性組織の運営やその活動に財政的・人的な支援をしている。

また、現在農協系統では女性組合員の拡充とその組合運営への意思反映に取り組んでいるが、女性組織は女性が組合運営へ参画する上での母体ともなっている。例えば、先の『平成21年度全JA調査』によれば女性の理事・経営管理委員のうち女性組織メンバーは9割以上を占める。

女性組織の地域活動への支援や農協の組織運営への女性組織の意思反映等を通じて、農村部での女性の社会参画を促す役割も農協は担っており、その取り組みは第3図のように着実に進んでいる。

第3図 農協の女性正組合員割合と女性役員数推移



資料 農水省『総合農協統計表』

(注5) 食農教育については農業者の青(壮)年層を中心とする農協青年組織(青(壮)年部)でも積極的に取り組み、農協自身の取り組みもJA全中『平成21年度全JA調査』では全農協の8割の取り組みがある。

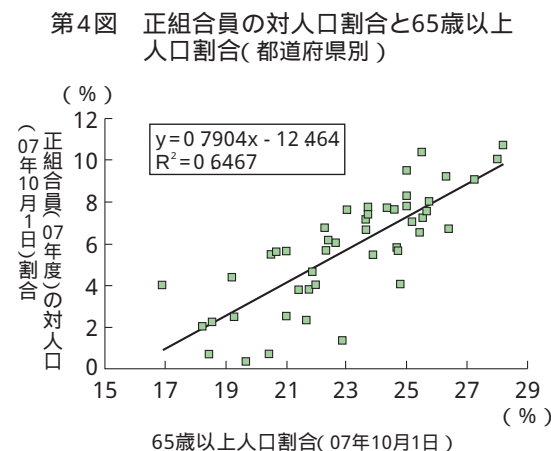
3 高齢者対策の地域拠点としての農協

農村部での高齢化の進行を背景に、農協は高齢者対策の地域拠点としての役割も担っている。そして、農村部では農協の組合員が地域住民に占める割合も高く、農協が高齢者福祉活動に取り組むことは組合員対策だけでなく、地域の高齢者対策にもつながることになる。例えば、第4図は都道府県別人口に占める65歳以上の高齢者割合と、都道府県別人口に占める正組合員割合の関係をみたものであるが、高齢者割合が高い地域ほど正組合員割合も高いことが読み取れる。

高齢者福祉活動の取り組みにおいて、とくに女性組織を中心に注力してきたのがホームヘルパーの育成である。農協が育成してきたホームヘルパーの累計人数は07年度で11.7万人に達し、06年度までの全国の累計

のホームヘルパー育成数326万人（1～3級の単純累計，日本ホームヘルパー協会ホームページより）の約4％にあたる。

さらに，こうした高齢者福祉活動の延長線上に介護保険事業への取組みがある。92年の農協法改正により，農協でも高齢者福祉事業が可能になり，高齢者福祉活動やホームヘルパー育成の実績をもとに，2000年から導入された介護保険事業に農協も新規事業として積極的に取り組んできた。09年度現在4割を超える農協が取り組んでおり，女性組織が育成してきたホームヘルパーによる訪問介護を中心に，08年度で介護費が380億円（第2表）に上る。



第2表 介護費の状況(08年度)

(単位 10億円，％)

	合計	居宅サービス				サ 地 域 ビ ジ ネ ス 型	サ 施 設 ビ ジ ネ ス
		訪問 介護	通所 サービス		通所 介護		
			訪問 介護	通所 介護			
全国合計a	7 009	3 298	2 365	656	951	569	3 142
農協b	38	29	24	10	8	1	8
b/a	0.5	0.9	1.0	1.5	0.9	0.1	0.3

資料 国民健康保険中央会『介護費の推移等(平成20年度分)』

先にみたように農村部の高齢者の多くは農協の組合員と重なっており，農協の高齢者福祉活動および介護保険事業は農村部の高齢者福祉に貢献してきたことになる。

ここで，農協グループの高齢者福祉活動への取組みは非常に早かったことを指摘しておきたい。一般に農村部では都市部に比べ高齢化が20年早く進んだといわれ，例えば，農協系統の本格的な高齢者対策の取組みは1970年の第12回全国農協大会で決議された生活基本構想のなかで既に打ち出されている。その背景には当時，農家の兼業化が進むなかで，3ちゃん農業といわれる主婦と祖父母による農業が中心となり，高齢の両親の介護で立ち行かなくなる農業の実態があった。そして，この生活基本構想を契機にして健康管理活動や生きがい・余暇活動を中心とした農協グループの全国的な高齢者対策の取組みが進んでいく。

4 地域の生活インフラとしての農協

農村部の高齢化や集落機能の低下は，農協が様々な活動や事業に取り組む契機になっていることを指摘したが，そういった地域では農協の施設そのものが生活インフラとしての役割を持つことになる。

第3表は都府県の農協と農協管内の市町村(05年4月時点)が1対1に対応するよう663地域とした上で，地域における65歳以上人口割合と金融機関店舗数(郵貯は含まず)に対する農協店舗の比率をみたもの

第3表 65歳以上人口割合別農協店舗数割合
(都府県, 663地域)

(単位 千店, %)

		(03年1月末) 金融機関店舗数 A	(04年度) 農協店舗数 B	(B / (A + B)) 農協店舗数比率 (%)
都府県対象地域合計		22.7	12.0	34.5
地域内 65歳以上 人口割合 (02年3月末)	30%以上	0.3	0.5	63.4
	25～30%未満	1.6	1.9	54.0
	20～25%未満	5.2	4.1	44.1
	15～20%未満	11.6	4.2	26.6
	15%未満	4.0	1.3	24.1

資料 農協ディスクロージャー、日本金融通信社『日本金融名鑑』、朝日新聞社『民力』(元データ総務省『住民基本台帳人口』)
(注)1 金融機関店舗は国内銀行、信金、信組。
2 04年度の農協管内と市町村行政区域を一致させるよう663の地域に区分し組替え集計したもの。

である。

ここでは65歳以上人口割合が高い地域ほど農協店舗数の比率が高いことがよみとれる。農協系統が中山間地域、離島等の条件不利地域を含めて、金融サービス等において高齢者の生活インフラとしての役割を担っていることが示唆される。

(注6) 1対1に対応させるために、複数の農協と複数の市町村をそれぞれ合算したケースも含む。

5 地域諸団体・協同組合との連携・協同と農協

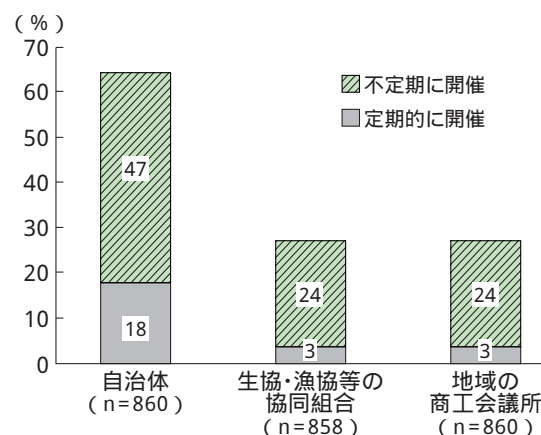
さらに、農協は農業および地域の経済・社会活動の活性化のため、地域内ならびに地域外の幅広い組織とのネットワークを構築する役割を担う必要がある。第5図は、JA全中の『2005年JAの活動に関する全国一斉調査』から、農協と地域の諸団体との会合の有無についての回答をみたものであ

るが、実際に3～5割の農協が地域の自治体を中心に、生協・漁協等の協同組合、商工会との連携を図っている。

また、協同組合の一員である農協は、協同組合運動の拡大のために、協同組合同士の連携を図る協同組合間協同活動も進めている。例えば第6図にみられるように、とくに産直や都市住民・学童交流等に代表される消費生協等との協同活動に取り組む農協が多くみられる。

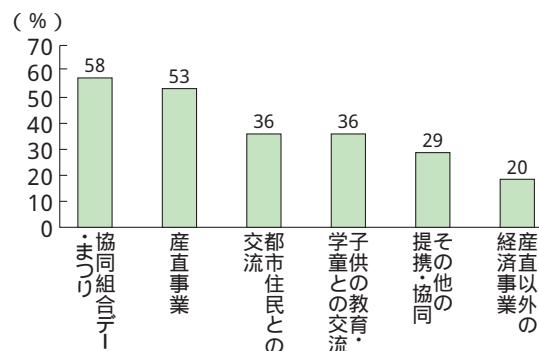
農商工連携等により地域農業の活性化を

第5図 地域諸団体との懇談会を定例的もしくは必要に応じて不定期に開催している農協の割合



資料 JA全中『2005年JAの活動に関する全国一斉調査』

第6図 漁協・森林組合・生協等との協同組合間提携における活動内容(複数回答)



資料 第5図に同じ。
(注) 回答860農協のうち上記の選択肢のいずれかに回答のあった393農協の回答割合。

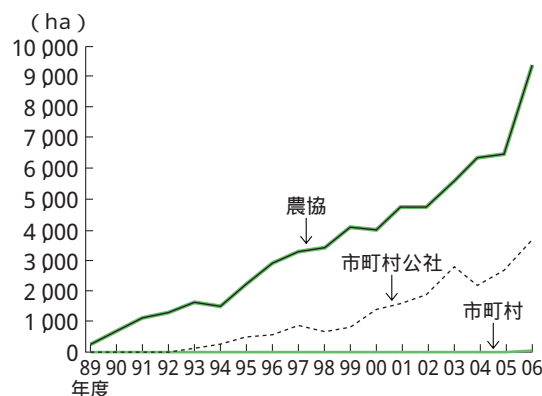
図る上で地域内の諸団体との連携は当然必要であるが、産直活動や都市農村交流等生産者と消費者の相互理解を深めるための産消提携の主体としても農協は重要な役割を果たしている。

6 農業生産基盤の維持・ 環境保全型農業と農協

農村部での高齢化や過疎化は営農活動の縮小や離農によって、農業生産基盤である農地の維持に支障を来すことになり、農地の流動化についても農協が果たす役割は大きくなる。現状での農地流動化は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定が中心であるが、^(注7)多くの農協が農地保有合理化法人の資格を取得し(08年4月1日現在で395農協)、利用権設定による農地の流動化に取り組んでいる。

第7図は農地保有合理化法人における実施主体別借入面積の推移をみたものであるが、農家の構造変化等を反映して、とくに足元で面積が増加している。このなかで農

第7図 農地保有合理化作業の実施主体別借入面積



資料 全国農地保有合理化協会

協のウェイトが非常に大きく、地域の農業活動に深くかかわってきた農協が、農地流動化に際しても大きな役割を果たしていることがよみとれる。

また、農業生産を持続的なものとすると同時に、地域の環境を保全するための取り組みも農協は行っている。例えば、環境への負荷を軽減した環境保全型農業(「土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用を減らし環境負荷を軽減しようとする持続的な農業」)を農協として主導しており、JA全中『平成21年度全JA調査』によれば、09年度に全農協のうち51.3%が「環境保全型農業の生産拡大を図っている」と回答しており、さらに、その一環として有機農業に取り組んでいる農協も2割を超えている。

このように、農業生産基盤の維持や農業生産活動による環境負荷を減らす取り組みにおいて、農協は一定の役割を果たしている。

(注7) 本年農地法の大幅な改正が行われたが農地流動化への影響は2010年以降に生じてくると考えられる。

おわりに

以上のように、農協は地域コミュニティの維持・活性化、高齢者福祉、協同組合間協同、食農教育、地産地消、農業生産基盤維持、環境保全等実に多様な取り組みを行っている。これらの取り組みは、活動もしくは事業として取り組まれ、また農協自身による取り組みもあれば、農協を支える様々な組織を通じての取り組みもある。

そして、農協系統では、こうした多様な

取組みのうちとくに組合員・地域住民が各々のニーズを実現していくために行う自主的な活動を「JAくらしの活動」と位置づけ、積極的に推進している。このなかには本文中で触れた取組みを含む6つの柱（高齢者生活支援，食農教育，環境保全，子育て支援，市民農園，田舎暮らし）がある。JA全中『平成21年度全JA調査』においても「JAくらしの活動」を行っている農協は334農協で全体の48.8%と5割近く、統括担当部署を明確にしている農協も277農協、40.4%に上り、本格的な取組みが進んでいる。

本文中で取り上げた農協の取組みはごく一部であるが、これらの取組みだけでも

農協は事業・活動を問わず地域社会・地域農業に対し多様なチャネルで働きかけを行える組織であり、その維持・活性化のための役割を担える存在であることが示唆される。

日本農業およびその農業生産基盤や多面的機能の維持には、地域コミュニティの継続、農村部での地域住民の協力、都市住民の農業への理解等が不可欠である。農協としては、経営的な制約には当然配慮すべきであるが、農協の組織活動の拠点としての強みをいかし、生活事業面での活動を含む多様な取組みを通じて、それらの実現のための役割を発揮していく必要がある。

（うちだ たきお）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2009

A4判、190頁
頒価 2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお、CD-ROM版をご希望の方には、有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03 3233 7744

FAX 03 3233 7794

発行...農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8

TEL 03 5295 7580

FAX 03 5295 71916

発行 2009年12月

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(63)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(63)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(63)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(64)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(64)
6. 農業協同組合 主要勘定	(64)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(66)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(66)
9. 金融機関別預貯金残高	(67)
10. 金融機関別貸出金残高	(68)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3233)7746

FAX 03(3233)7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「-」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳 「」負数または減少
「*」訂正数字

１．農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2004. 9	38,654,959	4,976,290	15,411,804	2,375,246	35,869,161	14,084,349	6,714,297	59,043,053
2005. 9	40,693,656	4,671,698	18,989,850	1,203,755	40,218,462	13,849,162	9,083,825	64,355,204
2006. 9	38,753,965	4,667,283	25,443,995	287,332	47,196,487	10,033,684	11,347,740	68,865,243
2007. 9	39,782,801	4,659,654	20,104,942	804,415	41,526,270	11,993,797	10,222,915	64,547,397
2008. 9	38,098,695	5,031,163	13,817,848	2,040,087	32,927,297	8,446,077	13,534,245	56,947,706
2009. 4	38,002,068	5,285,214	23,559,143	3,867,460	44,043,650	9,588,965	9,346,350	66,846,425
5	37,610,850	5,316,583	23,849,286	3,607,251	45,111,723	8,910,900	9,146,845	66,776,719
6	37,504,347	5,352,321	24,293,980	2,824,096	45,375,015	9,913,022	9,038,515	67,150,648
7	37,295,448	5,379,563	24,992,451	1,874,405	44,968,930	10,357,730	10,466,397	67,667,462
8	38,044,485	5,409,377	23,530,676	1,216,001	44,007,072	11,549,728	10,211,737	66,984,538
9	37,973,708	5,441,135	24,055,465	1,156,375	43,158,694	11,594,985	11,560,254	67,470,308

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

２．農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2009年9月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	30,756,360	-	496,910	964	102,107	-	31,356,342
水 産 団 体	1,141,159	-	58,022	3	3,727	-	1,202,911
森 林 団 体	16,338	30	9,022	10	92	-	25,493
そ の 他 会 員	635	-	1,939	0	-	-	2,574
会 員 計	31,914,493	30	565,893	978	105,926	-	32,587,320
会 員 以 外 の 者 計	710,750	38,498	593,519	105,153	3,927,143	11,325	5,386,388
合 計	32,625,243	38,528	1,159,412	106,131	4,033,069	11,325	37,973,709

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 240,933百万円。

３．農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2009年9月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 農 業 団 体	53,307	3,907	70,432	0	127,645
統 開 拓 団 体	207	18	-	-	225
団 水 産 団 体	13,860	3,459	8,218	8	25,544
森 林 団 体	2,679	7,165	1,988	62	11,894
そ の 他 会 員	783	234	40	-	1,056
会 員 小 計	70,836	14,782	80,677	70	166,365
その他系統団体等小計	131,402	27,111	42,900	22	201,436
等 計	202,238	41,893	123,577	92	367,801
関 連 産 業	2,148,234	42,287	1,315,828	6,621	3,512,970
そ の 他	7,540,066	5,770	168,230	150	7,714,215
合 計	9,890,538	89,950	1,607,635	6,863	11,594,986

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2009. 4	6,125,465	31,876,603	38,002,068	-	5,285,214
5	5,489,330	32,121,520	37,610,850	6,100	5,316,583
6	5,193,252	32,311,095	37,504,347	10,000	5,352,321
7	4,853,326	32,442,122	37,295,448	-	5,379,563
8	5,492,261	32,552,224	38,044,485	2,000	5,409,377
9	5,341,999	32,631,709	37,973,708	1,000	5,441,135
2008. 9	4,622,838	33,475,857	38,098,695	10,000	5,031,163

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	うち 国 債			
2009. 4	91,325	3,776,134	44,043,650	14,270,942	19,623	-	94,457
5	110,799	3,496,452	45,111,723	14,450,410	10,627	-	91,213
6	89,102	2,734,993	45,375,015	13,530,033	7,124	-	90,936
7	91,755	1,782,650	44,968,930	13,552,465	6,091	-	86,979
8	119,429	1,096,571	44,007,072	13,479,369	1,038	-	91,148
9	119,883	1,036,491	43,158,694	14,914,816	2,047	-	89,950
2008. 9	108,522	1,931,565	32,927,297	9,171,040	20,086	-	96,064

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	うち 定 期 性			
2009. 4	51,167,413	49,343,932	532,111	518,860	1,456,737
5	51,064,933	49,469,459	636,889	518,859	1,457,299
6	52,053,276	49,959,097	561,059	521,993	1,469,158
7	51,965,711	50,047,914	627,565	580,989	1,502,692
8	52,017,617	50,018,731	656,713	580,989	1,505,687
9	51,213,402	49,617,295	651,201	613,996	1,535,316
2008. 9	51,032,698	49,495,359	546,759	307,738	1,346,263

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 入 金	
	貯 金		計	計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性			
2009. 3	25,164,889	58,144,727	83,309,616	548,384	381,333
4	25,491,064	58,233,813	83,724,877	551,788	384,673
5	25,262,213	58,514,750	83,776,963	574,060	402,757
6	25,510,874	59,298,144	84,809,018	539,982	369,043
7	24,837,854	59,643,166	84,481,020	547,646	379,927
8	25,147,212	59,586,636	84,733,848	534,856	367,256
2008. 8	24,841,465	58,500,571	83,342,036	548,519	379,444

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
587,000	4,512,575	3,421,370	15,038,198	66,846,425
774,000	4,160,948	3,421,370	15,486,868	66,776,719
613,000	5,298,159	3,421,370	14,951,451	67,150,648
641,000	5,168,521	3,421,370	15,761,560	67,667,462
741,000	5,056,487	3,421,370	14,309,819	66,984,538
684,000	4,777,871	3,425,909	15,166,685	67,470,308
1,467,489	4,255,482	2,016,033	6,068,844	56,947,706

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
7,584,548	1,900,285	9,674	9,588,965	1,498,312	7,828,416	66,846,425
6,967,374	1,842,952	9,359	8,910,900	1,793,332	7,342,886	66,776,719
8,024,742	1,788,545	8,798	9,913,022	1,711,415	7,319,977	67,150,648
8,542,045	1,721,374	7,330	10,357,730	2,036,754	8,423,552	67,667,462
9,810,584	1,640,924	7,070	11,549,728	1,226,897	8,983,803	66,984,538
9,890,537	1,607,635	6,862	11,594,985	1,535,386	10,022,822	67,470,308
6,520,071	1,818,522	11,418	8,446,077	2,366,792	11,147,367	56,947,706

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機関貸付金
83,102	28,254,405	28,130,333	0	409,318	16,863,306	7,117,804	1,557,789
61,395	28,178,666	28,057,549	20,000	403,945	17,073,319	7,106,512	1,540,569
59,672	29,139,258	29,028,117	0	405,335	16,900,664	7,033,101	1,526,615
59,166	29,192,264	29,078,468	0	410,134	16,931,192	7,032,007	1,521,483
58,995	29,191,612	29,083,035	6,000	409,003	16,892,374	7,058,792	1,535,773
62,875	28,736,594	28,619,029	0	409,504	16,743,417	7,041,607	1,523,598
54,226	29,291,738	29,149,578	10,000	422,965	16,681,858	6,629,829	1,327,792

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借							方		報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金				
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金			
371,951	56,166,190	55,913,480	4,823,443	1,505,994	23,512,603	270,416	751		
397,686	56,502,002	56,260,212	4,916,703	1,575,801	23,463,148	270,728	741		
374,837	56,186,290	55,941,143	4,953,720	1,611,791	23,756,624	270,755	741		
388,841	57,190,261	56,940,299	4,916,241	1,575,303	23,766,013	270,452	741		
384,863	57,008,735	56,768,959	4,898,280	1,567,576	23,881,916	269,449	740		
391,590	57,105,783	56,863,777	4,864,593	1,538,573	23,882,404	270,078	740		
393,583	57,189,644	56,921,667	4,711,190	1,583,016	22,742,922	281,736	765		

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2009. 6	2,021,463	1,375,500	3,540	55,194	13,992	1,262,249	1,236,924	163,558	603,780
7	2,008,578	1,374,258	3,540	55,218	13,962	1,252,012	1,227,034	162,706	602,242
8	2,004,776	1,372,955	3,539	55,305	13,791	1,246,579	1,221,491	161,452	603,088
9	2,007,086	1,370,058	3,538	55,390	13,416	1,257,566	1,232,086	160,280	597,902
2008. 9	2,007,567	1,383,933	3,647	54,455	14,209	1,254,875	1,227,644	155,170	618,761

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農 資 金)	
2009. 4	883,370	506,160	159,186	117,651	118,426	8,417	842,526	830,966	4,728	223,909	8,558	166
5	882,255	505,503	161,001	118,646	118,575	7,523	835,845	824,245	4,800	226,102	8,644	166
6	885,948	505,846	158,471	118,298	118,077	8,132	837,307	825,576	4,200	224,933	8,746	163
7	884,701	503,977	158,959	119,183	118,138	7,500	829,732	818,399	4,500	225,597	8,779	163
2008. 7	885,496	508,273	177,288	134,124	118,916	8,087	828,868	807,956	6,827	240,000	8,888	171

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金(2009年4月より共済借入金を含まない)。
4 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金(2009年4月より共済貸付金を含まない)。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

			農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残 高	2006 . 3		788,653	486,640	2,507,624	1,888,910	541,266	1,092,212	159,430
	2007 . 3		801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673
	2008 . 3		820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	163,300
	2008 . 9		828,063	510,327	2,492,534	1,959,024	556,280	1,154,027	165,282
	10		831,796	511,524	2,479,419	1,941,852	550,976	1,148,779	164,111
	11		832,096	511,902	2,515,687	1,962,888	554,681	1,150,106	163,834
	12		839,150	516,665	2,490,156	1,986,613	562,146	1,164,845	165,426
	2009 . 1		833,615	512,852	2,495,172	1,967,493	556,744	1,154,008	164,312
	2		837,162	515,388	2,509,446	1,985,512	560,267	1,161,888	164,530
	3		833,096	508,917	2,575,584	2,002,165	560,995	1,154,531	163,634
	4		837,248	511,674	2,557,908	2,013,275	564,239	1,167,756	164,878
	5		837,769	510,649	2,543,925	2,018,537	564,363	1,165,220	164,563
	6		848,090	520,533	2,571,576	2,036,327	569,483	1,175,838	165,939
	7		844,810	519,657	2,538,504	2,011,138	565,325	1,169,018	165,248
	8		847,338	520,176	2,523,539	2,016,436	567,263	1,175,029	165,932
9 P		841,314	512,134 P	2,515,151 P	2,014,312 P	568,853 P	1,173,981 P	166,385 P	
前 年 同 月 比 增 減 率	2006 . 3		1.5	0.6	1.5	0.5	0.3	1.7	2.1
	2007 . 3		1.7	1.9	0.8	2.5	0.9	2.0	0.8
	2008 . 3		2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	1.6
	2008 . 9		1.9	1.2	2.0	1.4	0.8	1.7	1.1
	10		1.9	0.8	1.3	1.6	0.7	1.6	0.9
	11		1.9	0.4	0.4	2.0	1.1	1.8	0.8
	12		1.5	0.1	1.2	1.6	0.7	1.4	0.3
	2009 . 1		1.5	0.1	0.6	1.9	1.3	1.6	0.8
	2		1.6	0.2	0.8	2.7	1.5	1.9	0.7
	3		1.5	0.2	2.0	2.3	1.0	1.5	0.2
	4		1.7	0.2	1.6	2.3	1.3	1.7	0.4
	5		1.7	0.2	1.2	2.8	1.6	1.8	0.5
	6		1.7	0.6	1.9	2.2	1.4	1.8	0.6
	7		1.8	0.8	1.8	2.4	1.7	1.7	0.6
	8		1.7	0.5	2.3	2.2	1.7	1.6	0.6
9 P		1.6	0.4 P	0.9 P	2.8 P	2.3 P	1.7 P	0.7 P	

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

(単位 億円, %)

(注) 1 表9(注)に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農 林 金 融 第 62 巻 総 目 次

(2009年1～12月)

論 調 情 勢 外国事情
談 話 室 本 棚

2009年テーマ

- 1月号 内外経済および組合金融と農業情勢の展望
- 2月号 環境変化と金融対応
- 3月号 農業を取り巻く環境変化
- 4月号 協同組織と地域の連帯
- 5月号 EUの農政改革
- 6月号 農業金融の変化と課題
- 7月号 組合員・地域住民と農協
- 8月号 東アジアにおける米生産の現況
- 9月号 個人金融と規制対応
- 10月号 日本とEUの農業政策
- 11月号 地域農業と農協
- 12月号 農協の事業・協同活動の方向性

今月の窓

- 1月号 連携による地域再生（常務取締役 鈴木利徳）
- 2月号 雇用の安定と日本の再生
——若い人々が希望の持てる国づくり——（調査第二部長 渡部喜智）
- 3月号 関係性の喪失（取締役基礎研究部長 原 弘平）
- 4月号 社会経済システム再構築への関与（専務取締役 岡山信夫）
- 5月号 「神の手」の破壊するもの（取締役基礎研究部長 原 弘平）
- 6月号 財政投融资改革後の農協金融（調査第一部長 斉藤由理子）
- 7月号 地域とともに歩むJAを目指して（常務取締役 鈴木利徳）
- 8月号 「米」と農村社会（取締役基礎研究部長 原 弘平）
- 9月号 人口問題は未来を変える出発点（調査第二部長 渡部喜智）
- 10月号 日食の月（専務取締役 岡山信夫）
- 11月号 広い駐車場と農協（調査第一部長 斉藤由理子）
- 12月号 農村地域の活性化と新しい協同の“かたち”（常務取締役 鈴木利徳）

論 調

2009年度の内外経済金融の展望

——金融危機と先進国の同時不況のもと、国内ではデフレ再燃も——

.....渡部喜智・南 武志・荒木謙一... 1 (2)

2009年度の組合金融の展望.....小田志保・一瀬裕一郎... 1 (16)

2009年の農業情勢の展望.....原 弘平... 1 (32)

高齢化の進行と金融機関.....田口さつき... 2 (2)

地域金融機関における住宅ローン推進の現状と課題.....木村俊文... 2 (14)

グローバル金融危機と金融監督

——危機克服後の新たな枠組みの方向を探る——鈴木 博... 2 (26)

大規模稲作経営の実態と見えてくる課題.....藤野信之... 3 (2)

WTO農業交渉の経過と課題

——交渉の暴走に歯止めを——石田信隆... 3 (19)

酪農・乳業の現状と展望

——酪農経営の悪化と乳業再編——清水徹朗・本田敏裕... 3 (36)

集落組織の展開方向

——組織再構築・活性化・新組織の創設——斉藤由理子... 4 (2)

欧州協同組合銀行のCSRへの取り組み

——本業においてステークホルダーが主体となつて——重頭ユカリ... 4 (16)

総合農協における規模拡大の経営改善効果

.....佐野農業協同組合犬伏支店長 橋本良巳... 4 (32)

CAP改革の施策と要因の変遷

——1992年改革からヘルスチェックまで——平澤明彦... 5 (2)

EUのCAP改革に伴う食料貿易とバイオ燃料の動き

——穀物過剰生産の克服——阮蔚(Ruan Wei)... 5 (20)

地銀等の農業融資への取り組みとその特徴.....長谷川晃生... 6 (2)

地域社会農業からの基本計画見直し

——地域重視による戦後農政の転換——蔦谷栄一... 6 (13)

	月号	頁
組合員・地域住民の農とのかかわりと農協とのつながり	内田多喜生... 7	(3)
組合員・地域住民の意識にみる農協の組合員制度の方向性	斉藤由理子... 7	(15)
現場にみる米政策改革の動向		
——生産調整実施者に対する助成を中心に——	小針美和... 8	(2)
台湾の米生産調整の経過と実情		
——台湾に見る“日本の近未来”への対応——	蔦谷栄一... 8	(16)
変貌するコメの国際市場		
——タイの輸出構造との関連を中心に——	室屋有宏... 8	(34)
家計金融資産の動向と展望	南 武志・田口さつき... 9	(2)
米国クレジットユニオンと預金保険制度	古江晋也... 9	(14)
自己資本比率規制における規制基準についての一考察		
——地銀における国際統一基準と国内基準の並存の問題点について—— ...	矢島 格... 9	(26)
資金決済分野への事業会社の進出と金融機関の対応	鈴木 博... 9	(40)
米政策の展開と稲作経営政策の課題	清水徹朗... 10	(2)
次期CAP改革の展望		
——2004年・2007年加盟国の最終的な統合へ向けた直接支払いの見直し——		
.....	平澤明彦... 10	(18)
農業協同組合法制の課題と展望	農林中央金庫JAバンク統括部主監 明田 作... 10	(34)
地域社会農業における農協の役割と機能		
——ビジネスモデルからの農協批判への対応——	蔦谷栄一... 11	(2)
品目別にみた農業生産の推移と農協・地域への影響	内田多喜生... 11	(18)
共同乾燥施設の自主運営方式にみる農協と組合員の関係	若林剛志... 11	(32)
協同組織と金融		
——いくつかの論点と協同組織の意義付け——	小野澤康晴... 12	(2)
市場細分化戦略における農協生産部会と農協系統の機能高度化		
——中小規模の野菜生産部会の取り組みを中心に——	尾高恵美... 12	(20)
大豆の国際需給と日本の自給	藤野信之... 12	(36)

情 勢

主力農産物別にみた農協の農業関連事業損益の現状	尾高恵美... 1	(46)
米緊急対策以降のコメ政策の動向		
——備蓄運営を中心に——	小針美和... 3	(52)
森林組合の事業・経営動向		
——第21回森林組合アンケート調査結果から——		
.....(財)農村金融研究会調査研究部長 室 孝明... 5		(36)
漁協経営と水産資源の現状と管理		
——第27回漁協系統事業アンケート調査結果から——		
.....(財)農村金融研究会副主任研究員 尾中謙治... 5		(43)
「担い手」を対象とした農業融資強化の取組み		
——2県域での事例から——	小野澤康晴... 6	(39)
正組合員世帯の次世代・次々世代における農協との接点と事業利用	尾高恵美... 7	(29)
2007年度の農協経営の動向	福田竜一... 9	(54)
漁船漁業構造改革対策事業の現状と課題	出村雅晴... 10	(55)
環境投資を巡る動向と農業分野における事例	荒木謙一... 11	(47)
農協の多面的な取組みと地域における役割	内田多喜生... 12	(55)

外国事情

<講演> 中国農村改革の現状と課題		
講師 中国共産党中央農村工作領導小組弁公室主任 陳錫文(Chen Xiwen)...	6	(28)
ヨーロッパ協同組合法の制定とその影響	田中久義... 8	(49)
<講演> 金融危機と協同組合銀行		
講師 欧州協同組合銀行協会事務局長 エルベ・ギデ(Hervé Guider)...	10	(46)

談 話 室

中国との研究交流雑感	(株)農林中金総合研究所代表取締役社長 佐藤純二...	1	(30)
日本の協同組合金融に感銘			
.....中国農業大学経済管理学院金融学部主任, 農村金融・投資研究センター主任, 教授			
	何 広文(He Guangwen)...	2	(24)
新鋭機器の使い勝手	(株)農林中金総合研究所顧問 小林芳雄...	3	(34)
農業の社会的責任とは	上智大学大学院教授・ジャーナリスト 藤井良広...	4	(30)
この機に乗じて・・・	日吉町森林組合理事兼参事 湯浅 勲...	5	(34)
農業機械の夢	(株)新農林社代表取締役社長 岸田義典...	6	(26)
証券化と企業金融そして農業金融	農中信託銀行株式会社取締役社長 安田義則...	7	(38)
食料供給の構造的過剰化と低価格時代 ...	東京農業大学国際食料情報学部教授 藤島廣二...	8	(32)
農業と心の教育	八ヶ岳中央農業実践大学校長 小口英吉...	9	(38)
ヨーロッパは2013年以後を準備			
——さらなるCAP改革への動き			
.....	レンヌ国立農業大学名誉教授, 元フランス農業経済学会会長		
	ルイ＝パスカル・マーエ(Louis Pascal Mahé)...	10	(32)
改革	青森県三沢市長 種市一正...	11	(30)
カーボンオフセット	鳥取環境大学教授 金子弘道...	12	(18)

本 棚

薦谷栄一著			
『食と農と環境をつなぐ—農業・農村 そして暮らしのスケッチ—』			
.....	(株)協同セミナー監査役 小松孝宏...	2	(13)
石城謙吉著			
『森林と人間—ある都市近郊林の物語』			
.....	(株)農林中金総合研究所元副社長 荒井浄二...	4	(15)
生源寺眞一著			
『新版 よくわかる食と農のはなし』	鈴木利徳...	9	(53)